

福祉文教委員会会議録

開閉日時 令和5年12月13日（水） 午前10時00分～午後2時45分
会 場 高浜市議場

1. 出席者

1番 橋本 友樹、 2番 荒川 義孝、 6番 今原ゆかり、
9番 長谷川広昌、 11番 鈴木 勝彦、 12番 柴口 征寛、
13番 倉田 利奈、
オブザーバー
議長（4番） 杉浦 康憲

2. 欠席者

なし

3. 傍聴者

3番 神谷 直子、 5番 野々山 啓、 7番 福岡 里香、
8番 岡田 公作、 10番 北川 広人、 14番 黒川 美克、
一般5名

4. 説明のため出席した者

市長、副市長、教育長、
企画部長、総合政策GL、秘書人事GL、ICT推進GL、
福祉部長、健康推進GL、地域福祉GL、介護障がいGL、
福祉まるごと相談GL、
こども未来部長、こども育成GL、文化スポーツGL、
学校経営GL、学校経営G主幹

5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記2名

6. 付議事項

- (1) 議案第69号 高浜市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
- (2) 議案第70号 高浜市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- (3) 議案第71号 高浜市職員の給与に関する条例等の一部改正について
- (4) 議案第72号 高浜市職員定数条例の一部改正について
- (5) 議案第73号 高浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について
- (6) 議案第74号 高浜市南部ふれあいプラザ及び高浜市南部第2ふれあいプラザの指定管理者の指定について
- (7) 議案第75号 高浜市役所出張所設置条例の廃止について
- (8) 議案第76号 高浜市介護予防拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- (9) 議案第77号 高浜市心身障害児福祉施設みどり学園の指定管理者の指定について
- (10) 議案第78号 高浜市女性文化センター及び高浜市春日庵の指定管理者の指定について
- (11) 議案第79号 高浜市スポーツ施設の指定管理者の指定について
- (12) 議案第80号 高浜市吉浜交流館の指定管理者の指定について
- (13) 議案第81号 令和5年度高浜市一般会計補正予算（第7回）
- (14) 議案第84号 令和5年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第3回）
- (15) 陳情第16号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情

(16) 陳情第18号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書提出を求める陳情

(17) 陳情第19号 「パンデミック条約締結及び国際保健規則改正に係る情報開示を求める意見書」の提出を求める陳情

7. 会議経過

委員長挨拶

委員長 本日、委員会の傍聴の申出がありましたので、高浜市議会委員会条例第19条第1項の規定により傍聴を許可いたしましたので、御了承願います。

ただいまの出席委員は全員であります。

よって、本委員会は成立いたしましたので、これより福祉文教委員会を開会いたします。

市長挨拶

委員長 去る12月8日の本会議におきまして、当委員会に付託となりました案件は、既に配付されております議案付託表のとおり、議案14件、陳情3件であります。

当委員会の議事は、議案付託表の順序により逐次進めてまいります。

次に、本委員会記録の署名委員の指名については、副委員長の鈴木勝彦委員を指名いたします。

それでは、当局のほうから説明を加えることがあれば願います。

説（企画部） 特にありません。

委員長 これより質疑に入ります。

《議 題》

- (1) 議案第69号 高浜市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第69号の質疑を打ち切ります。

- (2) 議案第70号 高浜市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

答(13) 人事院勧告に伴う条例の一部改正だと思いますが、今回特別職の職員について給与及び旅費に関する条例の改正に伴う給与、こちらのほうが今後増えていくという状況になると思うんですけど、人事院勧告に従うことに決めたという理由について教えてください。

答(秘書人事) 今回の改正内容でございますが、人事院勧告に伴う期末手当の改正でございます。

人事院勧告でございますが、あくまでも国家公務員に対するものであり、必ずこれに従わなければならないものではございませんが、地方公務員法第14条の規定で情勢適応の原則がございます。地方公共団体がこの法律に基づいて定められた給与、勤務時間、その他の勤務条件が社会一般の情勢に適応するように、随時、適切な措置を講じなければならないというふうに規定されていることから、これまで人事院勧告に基づいて改正を行っているところでございます。

問(13) 今社会一般の情勢というお話があったんですけど、特別職の1人ずつですね、人数限られておりますので、これ例えば県内でどれぐらいの順位というか、多分県内の皆さん把握されてると思うので、県下の特別職の給与に関しては。今高浜市としてはどのあたり、できれば何

自治体中何位っていうところで、市町村合わせるのか市だけなのか、そのあたりも分かるように御説明をお願いします。

答（秘書人事） すいません、今回の改正は期末手当の改正でございますが、多分御質問は報酬の部分だと思います。

ちなみに愛知県が調査した、令和5年4月1日現在の状況でございますが、名古屋市を除く県内37市中、市長は36位、副市長も同じく36位、教育長は37位という順位になってございます。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第70号の質疑を打ち切ります。

（3）議案第71号 高浜市職員の給与に関する条例等の一部改正について

委員長 質疑を行います。

問（13） こちらの第8条のところに、給料の調整額として、市長は給料月額が、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤労条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対し適当でないとするときはその特殊性に基づき、給料月額につき適正な調整額を定めることができるとなっているんですけど、これちょっと意味がよく分かりませんので、特にその特殊性に基づきっていうことで、どのような措置がされるのか、具体的にどういった形になっていくのかについて詳しくお答えください。

答（秘書人事） 第8条の関係でございますが、これまで国及び県の職員が市の職員となった場合、給料表で国が定める給料表に継ぎ足しをさせていただいて、そこの派遣元の給料に合わせるように給料表のほうを継ぎ足しというふうな形で取らせていただいたんですが、これをやめまして国の給料表をそのまま適用してございます。

ただし、国、県から派遣された職員が不利益にならないように、一応現給保障という形で、派遣元の給料を保障するという形で今回定めさせていただいたものでございます。

問（13） 今回の職員給与改定は、職員の説明はいつどのような形で行われたのか。これ会計年度任用職員に対してもどのような形で行ったのかについてお聞かせください。

答（秘書人事） 令和5年10月31日に職員組合の委員長に対しまして、人事院勧告の内容、本市の考え方等について説明を行いまして、勧告どおりの引上げについて了承を得ているところでございます。

会計年度任用職員については、この職員組合に加盟しておりませんので特に説明をしてございません。

問（13） では、全然、これ勤務条件の変更になるので、やはり説明が必要で同意が必要だと思うんですけど、会計年度任用職員に今、説明もしていないし、多分同意も取ってないのかなと思うんですけど、そのあたりはどのようにお考えなのかというところと、今職員組合の話が出ましたけど、職員組合の現在は職員組合何人みえて、何%組合員率があるのかについてもお聞かせください。

答（秘書人事） 会計年度任用職員につきましては、先ほども御説明したとおり職員組合がございませんので、この議会で御可決いたしましたら周知のほうを図ってまいりたいというふうに考えてございます。

職員組合の加入割合については手元に資料がございませんのでよろしくをお願いします。

問（13） 加入割合につきましてはこの議会中に教えていただきたいと思えます。やはりこれ勤務条件が変わりますので、それはやはり同意が必要だと思うんですけど、今、可決したら周知をされるということですので可決したらもうこれ決まっちゃうわけなので、それは事前に周知をして同意が必要かと思うんですけど、そのあたりのお考えはどうなんでしょうか。

答（秘書人事） 周知というふうで御質問いただきました。

一応、この議案を上げさせていただく際には、例規審査というところ

で、内部のほうで審査を図っております。

その内容が各部長からリーダー、リーダーから職員のほうに周知は図っていると思いますので、ある程度の内容は理解していると思います。

ただ、同意という観点では、やっぱり職員組合等がございませんので、なかなか職員の同意を得るといのは難しい状況でございます。

問（13） 同意を得てないってことですね、確実に。すごいこれ非常に問題かと思うんですけど。今回これを見ると、会計年度任用職員に関しては、これ遡及がされないんですよ。

愛知県下では、会計年度任用職員についてこの条例に基づく遡及をされている自治体があるんですけど、そのあたりはどのようにお考えなのでしょうか。

答（秘書人事） 会計年度任用職員の遡りでございますが、期末手当に関しましては市の職員の適用を準用しますので、遡って期末手当のほうは支給をさせていただきます。

ただ、月例給に関しましては、任用の際に交付する任用通知におきまして金額を明示してございます。

そういったこともありまして、遡りは行わず、今の年度当初に交わした金額で今回は給与を支給しているものでございます。

問（13） なぜ、その給与の遡及を行わないのかについてはどのようなお考えかについてちょっと御説明がなかったのかなと思いますのでその御説明がいただきたいのと、あと第15条の3の2、在宅勤務手当の月額が3,000円とするとなっているんですけど、まずこの在宅勤務って今、高浜市役所の中では実態としてどのような実態なのかということと、多分この3,000円というのも人事院勧告かなと思うんですけど、この人事院勧告がどのような理由でこの3,000円という根拠にされたのかなっていうのを教えていただきたいと思います。

答（秘書人事） 会計年度任用職員の遡りをしないというところの説明というふうで質問をいただきました。

国においては会計年度任用職員の給与については、常勤職員の給与改定に係る取扱いに準じて改定することが基本と考えているが、各自治体

の実情に応じて適切に判断していただきたいというふうにされておりますので、高浜市においては先ほど御説明したとおり、任用時の任用通知書において月例給を定めていますので、それに基づいて令和5年度は支給をさせていただくという考え方でございます。

あと、在宅勤務手当3,000円の実態でございますが、特に今年度、まだこの在宅勤務手当3,000円を支給する職員は該当がございません。

あと3,000円の理由というふうなところでございますが、在宅勤務をする際に光熱水費がやっぱりかかるということで、人事院勧告に基づいて、3,000円が示されましたので高浜市もこれに倣いまして3,000円を規定しているところでございます。

問（13） 今、在宅勤務者については該当なしっていうことだったんですけど、これは、10日を超えて在宅勤務してる人がいないのか、それとも10日以内でも在宅勤務してる人がいるか、そのあたりがよく分からないので、今の話だと10日を超えてる人はいないけど、10日を超えてない人はいるということでしょうか。いるのであれば今どれぐらいの方が在宅勤務されているのかについて教えていただきたいのと、あと、この第8条のところには在宅勤務手当のことについて書かれてるんですけど、1箇月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員に対して支給するってことになっていて、10日を超えない、例えば9日だった場合はこれは3,000円が多分この条例でいくとゼロになっちゃうのかなと思うんですけど、この10日っていう根拠については国のほうとかについてはどのように言ってるんでしょうか。

答（秘書人事） 在宅勤務手当の実態でございますが、委員言われるように10日以上在宅勤務を命ぜられた職員はおりません。

ただし、令和2年4月から在宅勤務を実施しておりまして、5類となりました、令和5年5月8日以降も高浜市においては、在宅勤務を実施してございます。

ただし、市民サービスに影響が出ない範囲で所属長と相談して実施することとしておりますので、今現在、どんな職員が在宅勤務をやっているかというのは秘書人事グループのほうではちょっと一括して調査はして

おりませんが、今のところ、各グループにおいて必要に応じて在宅勤務をしている部署があるというところでございます。

10日の根拠というところでございますが、先ほども御説明したように光熱水費の費用負担が多くなるということで10日以上勤務したものに関して3,000円というふうで示されているところでございます。

問（13） ちょっとよく分からないんですけど、結局、在宅勤務の人数が今わからないので何とも言えないところがあるんですけど、10日を超えてる職員はいないということだけど在宅勤務があるよということだと思んですけど、結局、10日以内の職員はゼロになっちゃうけど、結局これ、今後、10日を超えた職員の方にきちんと手当ををしていくっていう可能性は出てくると思うので、そのあたりはやはりしっかり把握すべきだと思いますし、やむを得ず在宅勤務されてる職員も中にはみえると思うので、そういう方に対しては、やはり10日を超えないような圧力とかそういうのがないようにしていただかないといけないと思いますので、そのあたりやっぱり秘書人事グループとしては在宅勤務職員の人数を少しこれは、それか担当部署が把握するのかどうか分からないんですけど、そのあたり把握する必要があるのかなと思うんですけど、いかがでしょうかというところと、あわせて、やはりさっきの会計年度任用職員の遡及の件なんですけど、これ愛知県の中で給与の遡及及び期末手当の遡及について、現在まだこれ決まっていないという自治体もあるんですけど、完全に遡及するよっていう自治体は何自治体あるのか、そのあたりどのように把握されてるのか教えてください。

答（秘書人事） 在宅勤務の実態把握というふうで、する必要があるんじゃないかというふうで御質問ありました。

こちらのほうにつきましては、10日以上勤務すれば3,000円払えますので、秘書人事グループとしても把握をしてまいりたいというふうに考えております。

あと遡及している自治体ってということで御質問をいただきました。

どこの自治体も今回の12月議会のほうで上程をしていると思いますので、まだ結果については、特に私のほうもちょっと把握はできていない

状況でございます。

問（13） 中には、やはり組合の同意を得てからということで最終日に上程をされるっていう自治体もそれが関連されてる自治体もあるというふうにお聞きしてるんですけど、やはりもう遡及することで条例が上程されてるっていう自治体があることもお聞きしてるんですけど、そのあたりも把握されていないということでしょうか。

答（秘書人事） すいません、まだ、担当間同士ではそういった情報交換はやっておるんですけども、まだ決まっておられませんという自治体が多かったもんですから、こちらのほうで答弁できるような答えは持ち合わせておりませんのでお願いします。

問（13） すいません、もちろん12月議会で決まるので決まってないのはどこの自治体も当たり前であって、そうではなくて、上程をするかしないか。遡及をするっていうことで上程をされるという自治体についての把握についてはどうなんだろうかってことをお聞きしてるんですけど、いかがですか。されてないってことでしょうか。

答（秘書人事） 確実に遡らないというところは、刈谷市は遡らないというふうで聞いております。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第71号の質疑を打ち切ります。

（4）議案第72号 高浜市職員定数条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

問（13） まず、高浜市の職員一人当たりの人口数っていうのは何人かということと、それは県内自治体の順位では、何自治体中何位になっているのかについてまずお答えください。

答（秘書人事） 人口数のかかる職員数でございますので、すいません、

ちょっとまた後で計算をさせていただきます。

あと各自治体との比較でございますが、人口規模もそれぞれ違いますし、なかなか比較は難しいかなというふうに思っております。

問（13） 私が以前に調べたらもう全国でもすごい後ろから数えたほうがもう数番目ぐらいに感じるぐらい人口当たりの職員の数が少なかったんですけど、そのあたりも把握されていないってことでしょうか。これをきちんと出していただきたいと思います。

そことあと、現在、今男性の方も育休を結構取られてるのかなと思うんですけど、育休で休んでみえる職員の数っていうのは何名みえるんでしょうか。

答（秘書人事） 過去の記憶で申し訳ないんですが、類団っていうふうで高浜市と人口規模だとか面積規模が似通ったところの自治体と比較した場合でございますが、たしかおよそ類団の平均の半分ぐらいの職員数となっているところでございます。

今の男性の育休っていうふうで言われました。直近ではなくて令和4年度過去の実績でございますが、7人中5名が男性の育休をとっているところでございます。

問（13） 今7人中5名っていうのは、これ割合でっていうことですか。男性7人に対して5名が取ってますよっていう割合なんですかね。

そうなってくると、やはりすごく多くの方が育休をとられるっていう今状況だと思うんですね。そういう状況の中で一般職の職員を減らしているんでしょうかっていうところなんですよ。

単純にこれ、なぜ教育委員会の職員を増やすという考えにならなかったのか。そのあたり御説明いただきたいと思います。

答（秘書人事） こちらのほうは総括質疑のほうでお答えさせていただいていたところでございますが、教育委員会の増員の理由につきましては、吉浜小学校、高取小学校長寿命化工事の関係で業務量が増大しているという状況でございます。

定数条例というのは、あくまでも職員数の上限を定めているものでございますので、今回教育委員会のほうの事務員を1名増、市長の部局の

ほうを事務局を1名減ということで総数は変わりませんが、市長部局におきましても、この定数条例が減ったからといって職員が減るわけではなくて、あくまでも実際の職員配置の人数におきましては、定員適正化計画に基づいて業務に対する適正な配置人数を計画的に実施しているところがございます。

問（13） 適正な配置が私はされていないと思うのでこうやってちょっとしつこいように聞いてるんですけど、適正な配置をされているのであれば、5年も前の審査請求とかが放置されてるとかそういうことにはならないと思うんですよね。

やはりそれは適正な配置がされていないのではないか、職員の能力の問題なのか何なのか分からないですけど、まずもってもう全国的にも非常に、さっき数字ではきちんとおっしゃっていただけなかったんですけど、私が以前調べたところでは非常に少ないと、あまりにも少な過ぎるということで、これは私は逆に言ったら増やすべきだと思ってますので、前から言ってるように、先ほど学校の長寿命化改修工事がどんどんどんどん一つずつ増えていくっていう話で、それにより教育委員会を増やすという話なんですけど、私は以前から言ってるように、やはり一級建築士、二級建築士が高浜市は少ないと思うので、いわゆる公共施設の大規模改修とか建て替えに特化した部署をつくるべきだということをずっと言ってるんですけど、現在、この一級建築士、二級建築士、それぞれの人数とそれから所属の部署についても教えてください。

答（秘書人事） 一級建築士の資格を持つ職員でございますが、総務部に1名ございます。

あと二級建築士の資格を持つものでございますが、教育委員会と都市政策部のほうに配置をしております。

ちょっと人数につきまして把握ができておりませんが、そういうふうな人員配置をしているところがございます。

問（13） これまでのずっと総括質疑とか今日の質疑とか聞いてると、適正な配置をしてるということで、適正な配置、そして適正な人数も配置されてるっていうこと言い切れるんでしょうかね。当局の考えを聞か

してください。

答（企画部）　まず、今回の条例の改正案についてお話しさせていただきますと、事務職のほうの上限の数を1人減らしたとしても、現在、上限いっぱいまで職員を配置しているわけでありませんので影響はないというふうに考えております。

問（13）　それぞれ何人と何人、今職員がみえるのか教えてください。

答（秘書人事）　定数条例上の定数と実際の配置人数でございます。

市長の事務部局、条例上の改正前の定員が289名、実際の配置人数が243名でございます。

水道事業が条例上の定員が10名で実際の配置人数は7名、議会の事務局は定数上の定員が5名に対して4名の配置、選挙管理委員は条例上の定員が2名に対して配置人数は2名、監査委員の事務局は条例上の定数3名に対して2名の配置、公平委員会の事務局が1名に対して配置が1名、農業委員会は定数条例上の定数が3名に対して2名の配置、教育委員会に関しては10名の定員に対し10名の配置でございます。

委員長　ほかに。

質　疑　な　し

委員長　質疑もないようですので、議案第72号の質疑を打ち切ります。

（5）議案第73号　高浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について

委員長　質疑を行います。

問（12）　提案理由として、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、条文の整備を行うためとありますけれども、法律がどのように変わったため今回の条例の改正になったのか、ちょっと詳しくお聞かせください。

答（ICT推進） 本条例では、国の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2を引用している条文がございます。

今回、この国の法律一部改正が令和5年6月9日に公布され、引用していた別表第2は削除されたことから、この国の法律一部改正が施行する前までに、引用していた条文を改正するなど条文の整備が必要となったことから、改正をするものでございます。

委員長 ほかに。

問（13） 今回条文の整備に、国の法律の条文の整備による、高浜市の条文の整備ということなんですけど、これ、実際問題その別表がなくなることによって、市民がマイナンバーカードを利用するに当たり、今後どのような国の動きになっていき、どのような市民への影響があるのか、それからこの条例については影響がないのか。

やはり国のほうの影響についても気になる場所ですので、そのあたりについてお聞かせください。

答（ICT推進） 今、国の法律別表第2の削除の話と国の動きの話と市民への影響という御質問でしたが、まず国の法律で削除された別表第2についてですけども、特定個人情報の提供が可能な事務などが規定されておりました。今後は法律ではなくて、削除されたそういう事務については、主務省令で定めることとされております。

国の動きと市民への影響について併せてお答えさせていただきますが、まず今回の市の条例一部改正については、条文の整備にとどまるものでございますので、市民への影響はございません。

国の法律改正については、法律改正の趣旨としまして、国民の利便性の向上及び行政運営の効率化を図るために、個人番号の利用と情報連携に係る規定を見直したとのことですので、今後も、添付書類を省略できる手続がさらに拡大していくなど、国民の利便性の向上につながるものとしての改正というふうに認識しております。

問（13） 今のお話でいくとこれ非常にちょっとややこしいとか難しい話になるかと思うんですけど、いわゆる今まで国の法律改正がなければ、

マイナンバーが利用できる範囲というか対象が、使えるか使えないかっていうのが、いわゆる国会のほうで議決されなければそれがされなかったっていうのが、結局今主務省令によってそれが可能ということは、これ本当にどんどんどんどん多分マイナンバーが利用できるところが広がって行ってしまって、例えば私が一番問題かなと思ってるのが保険会社とかなんですけど、そういうところに情報が、マイナンバーでいろんなところで情報がひもづけされていくっていうところになると、なかなか市民に対しては結局今どんな情報がどのように使われてるのかっていうのが分かりづらいかと思うんですけど、そのあたりは市民の方には分かりづらいんですけど、どういうふうに告知というかどのように変わってくるの分かるというか、どういう形になっていくんでしょうか。

ちょっとあまりにも、この主務省令で変えていくっていうところになると、結局、安易にいろんなところがひもづけがどんどんされていっちゃうんじゃないのかなというところが危惧されてるんですけど、いかがでしょうか。

答（ICT推進） なかなかちょっと高浜市の1自治体で主務省令の云々についてなかなか意見が言いづらいところではありますが、法律ではなくて主務省令で定めることとなったとしても、各省庁で定めることになるわけですが、所定の手続を経て定めていかれると思われまじし、必要に応じて、国においてもパブリックコメントだとか、主務省令制定したときにはホームページ等でお知らせをされていくと思われまじ。

また、市民にとって不便だとか不安だというような趣旨の御質問かと思われまじけども、国においては、あくまでも添付書類を省略できる手続を増やすとか、国民の利便性の向上のために取り組んでおられる内容だと思われまじるので、市民にとっては便利になっていく手続かと思われまじ。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第73号の質疑を打ち切ります。

(6) 議案第74号 高浜市南部ふれあいプラザ及び高浜市南部第2ふれあいプラザの指定管理者の指定について

委員長 質疑を行います。

問(13) この指定の概要を見ると、あとこの議案書とか見ますと、指定期間が令和11年3月31日までとなっております。

公の施設が高浜市南部ふれあいプラザと高浜市南部第2ふれあいプラザとなっているんですけど、これ現在、耐震がないってことで高浜市南部ふれあいプラザについては利用ができないんですけど、これ今利用ができない施設についてもなぜこれ指定管理の指定になっているのかっていうところがよく分からないので、まずその御説明をお願いします。

答(総合政策) こちらにつきまして総括質疑のときにも少し答弁させていただきましたが、指定管理の業務内容については一部実施ができない期間はございますが、指定管理の休止、事業の休止にとどまり、業務内容自体を組み替えたり変更したりすることはないというようなところございまして、そのまま、通常どおりの指定管理の選定というような段階を経ました。

実際、実施できない施設管理や事業の部分も今指摘ありましたように出ますので、その部分については双方協議をしまして指定管理料を精算していくというところで対応が可能かなというところで進めているというところがございます。

問(13) でも結局今南部ふれあいプラザのほうは指定管理ができないってことなんですけど、結局休止ということとでその部分は一つしかできない部分、一つ休止してるところに関しての管理については減額をされるということの確認と、あと、南部まち協さんはNPOで運営をされていて、ほかのところはそういう形ではなくて、南部まちづくり協議会さんだけ指定管理でやるっていう形なんですけど、そういう状況になった経緯とか理由についてもお聞かせいただきたいと思います。

答（総合政策） 南部まちづくり協議会だけNPOを取得して指定管理、ほかのところは違うような状況というところの経緯でございますが、南部まちづくり協議会は当初から指定管理者制度というのを視野に入れながら、しっかりとした経営状況を維持していくというところで、法人格を有して進めていこうというような形でそもそもできてまいりました。

それ以外のまちづくり協議会についても、NPOの話は出てまいりましたが、なかなかNPOをとるということはいろいろ付随する事務も出てまいりますので、そういったところで、なかなか体制をとることが難しいというようなどころもありまして、なかなかちょっとそこまでNPOの法人の取得まで至っていないというようなどころでございます。

また指定管理につきましても同様で、指定管理者制度としてプラザの管理を受けていくかどうかというようなどころも協議はしておりますが、指定管理者制度と普通の業務委託、管理委託では、少し違う部分もございますので、そういったところを協議して地域の思いや現状も加味しながら、南部ふれあいプラザだけが指定管理者制度の導入に至っているというところでございます。

問（13） 前から言ってるように、指定管理というのは一つの館を管理運営しながら独自事業されていて、いわゆる、多くのところが利用料金制ということで導入されて、その利用料も入れながら、その地域を活性化するための独自事業を行い、利用者を増やしていくというところになるかと思うんですけど、今回、ここって南部ふれあいプラザ、就労移行支援事業B型が入ってるんですけど今回もこれ契約に入ってるんでしょうか。この指定管理者の業務内容の中に入ってるのか入ってないのか。今までも入ってるのか入ってないのか、どうなんでしょうか。

答（総合政策） プラザの指定管理の内容のところになってくるかと思いますが、我々の募集要項の中では就労支援のB型をやってくださいというようなことは書いてはございません。

ただ、施設の管理に当たっては、1階の部分については、障害者や高齢者や子供たち、全てのそういった住民が交流するような場所というようなどころで、喫茶レストランというような形で管理をしていただきました

いというような形で仕様書をつくっております。

それに基づいて喫茶というような形で、そこに障害者の支援というようなエッセンスも加えて管理をいただいているというふうなのが現状となっております。

問（13） そうなると就労移行支援事業として、ここで障害者の方が働くっていうか通所されることで国保連のほうからそれに対する給付があると思うんですけど、それってこれまち協のこの会計の中に今までも入っていないと思うんですけど、今までどうであったのか、これからどうしていくのか、そのあたりについても教えてください。

答（総合政策） これまで議会でも御質問いただいて答弁させてもらっている部分でございますが、1階部分の就労支援のところに関する収益につきましては、まちづくり協議会の会計には入ってはおおりません。

ただ今後、この第5期の部分につきましては、そのあたり少し精査するような形になります。

1階の部分をまちづくり協議会、今回と同様な形の別の団体さんが管理をするような、運営をするような形になった場合は使用料を取っていただくというような話で考えてございます。

ただ収益については、その団体さんのままというような形で想定をしております。

問（13） ということは、今までと契約内容が変更されるということによろしかったのでしょうかっていうところと、それから、今までの入っていないということになると、就労移行支援事業は、契約に今までは入っていたけど、その収益については南部まち協の収益として入っていないっていうことは、そういう理解でしょうか。それであればこれ過去5年にわたってその収益については入れていただかないといけないと思うんですけど、どうなんでしょうか。

答（総合政策） 契約形態の部分でございますが、今回、指定管理業務、今までと違う部分につきましては、応募書類の中を見ますと、1階の部分を運営するところにつきましては公募するというような事業者からの提案が出ております。

ただ、契約全体の内容としましては変わらないというようなところがございませう。

また、先ほどの会計の部分でございませうが、これまでも説明させていただきましたが、構成団体の一つとしてのりのりネットワークというようなところが入ってございました。そこが構成団体の一部として、チャレンジの支援事業というものを実施しているというような流れの中で、共同で運営をしていただいていたというような部分で取り扱っていただいております。

ただ時代や経営状況も変わってくる中で、ここら辺で一度しっかりと見直しをしていったらどうだというようなところがございましたので、今回から少し形を変えるというようなところで考えてございませう。

問（13） 今公募するっていうことでびっくりするようなちょっと答弁があったんですけど、そうなると、結局このふれあいプラザというのは今休止してませうけど、いわゆる無償で市は多分、場所を提供してると思うんですけど、無償で提供しててそこで公募をされれば、結局契約はこのNPOとこの公募を受けたところとの契約になるかと思うんですけど、そうなった場合はそれは賃料として南部ふれあいプラザに入るとなると、またここが無償で貸与してるところでいわゆる営利活動を行うことになるので、そのあたりちょっと整理できないんですけど、どういう形になるんでせうか。

答（総合政策） 今後、5期のこの令和6年4月以降の部分につきましては、無償ということではなくて1階の部分を団体が運営するということになる際には、使用料を設定して指定管理者が使用料を収入するというような形を想定しております。

ただそうすると、指定管理者の部分で収入の部分が増えますので、その部分につきましては、全体の指定管理料から減額をするというような調整を現在予定しております。

問（13） 結局今までは構成団体の一部だったんですけど、構成団体の一部であっても、そこでいわゆる事業を行ってれば、それはきちんと、どっちかなんですよね。事業の中に完全に入ってますよっていうことで

あれば、それはきちんと就労移行支援事業の給付で国保連から入ってるお金は入れなきゃいけないし、または、それは別ですよっていうことであればそれはそれで使用貸借契約を結んで市がやらないといけないことになるかと思うんですけど、さっきの話でいくと、すごいいいところ取りをしてるような形になっててちょっと契約がよく分からないんですけど、結局、現在市とこの就労移行支援事業所のB型に対しては、契約は全くないっていうことでよろしかったでしょうか。ここを確認したいと思います。

答（総合政策） 市と就労支援の事業者さん、団体さんとは契約行為はございません。

問（13） ここももう1回確認しますが、公募をするのは、南部ふれあいプラザのNPOの高浜南部まちづくり協議会が公募するということなんですね。

答（総合政策） そのとおりでございます。

答（企画部） 若干補足させていただきますが、地域に根差したというところと、あと使用料が発生するということがありますので、条件を付した上での公募というふうに考えております。

問（13） 今条件を付した公募という話があったので、ちょっと今回これ非公募でやってるんですよ、指定管理者の候補者ということで。この非公募とした理由のところ、指定管理者制度導入に関する基本方針における「3指定管理者の選定」によりということ、云々って書いてあって、非公募としたって書いてあるんですけど、いわゆるこれは非公募としたってことは随意契約を行ったということになりますので、この随意契約について、これ前から言ってるように、随意契約というのは地方自治法で厳しく定められておりますので、これが地方自治法の第167条の2の随意契約ができるものということで掲げられてるということで1から9があるんですけど、これどこに当てはまるんでしょうか。

答（総合政策） すいません、随意契約のどの条項かというところまで、ちょっと今資料を持ち合わせておりませんので申し訳ありません。

問（13） 今の話でいくと、結局、NPOが公募をして、そこに入った

事業所の、いわゆる賃料をもらうという形になると思うんですけど、そうすると今回利用料金制を導入するということになってるんですけど、今回、多分これ、第2ふれあいプラザ、旧公民館のほうしか利用料金は入らないと思うんですけど、これの見込額とかそれから賃料の見込額、及びその他どういった金額を市としては幾らぐらい、どういうふうに考えているのかっていうことと、それから、これ結局非公募ということだからいわゆる市の積算がイコール、それがこの指定管理の委託料になっているのか、そのあたりについても確認したいと思います。

答（総合政策） 今回指定管理者の候補者から提出をされました応募資料の中の収支計画を見ますと、まず、第1ふれあいプラザにつきましては、部屋等々の利用料として年間1,000円、あと1階部分の光熱水費等を、利用されるということを想定して140万円、利用料金については施設使用料の改正等があり次第変更をしていきますというような文言がございます。

第2プラザのほうにつきましては、年間で部屋の利用料金として63万9,863円というような形で収入があるよというようなことを見込んだ収支計画書が提出をされております。

また、経費の部分、積算の部分でございますが、指定管理者の継続でございますので、これまでのそういった実績等々を踏まえて、指定管理者がこれぐらいかかるであろうということで積算をされて、提出をされているというところでございます。

問（13） 今の話でいくと、第1ふれあいプラザが1,000円と光熱水費が140万円ということは、これ令和6年度だけの金額ですよ。

そうなってくると、もう令和6年度には第1ふれあいプラザがもう改修して利用できるという、そういうお話になってるんですけど、どういうことなんでしょうか。

答（総合政策） 一番最初の御質問の答弁ともちょっと関連して来るんですが、どのタイミングまで工事を行うというところがちょっと想定がまだできておりませんので、当面の間、通常どおり運営をするというような形の積算の中で、最後でその工事期間、使えない期間に応じて不用

となった額等々の精算をするという形にしておりますので、よろしくお願いたします。

問（13） 先ほどからおっしゃってるその一部実施できていない事業っていうことがあるんですけど、その実施できていない事業っていうのが具体的にどういうものを言ってるのかっていうことと、それからこれ今まで、これよく分からないんですけど、第1と第2のふれあいプラザの各部屋の稼働率についても教えてください。

答（総合政策） 工事等々により一部実施できない事業、事業といいますが経費の部分でございますが、稼働してないときには電気代とかガス、水道、そういったような部分が不要になってくるというところがございしますので、その部分については、最後で減額というような対象になってこようかと想定をしております。

続きまして、稼働率でございますが、第1ふれあいプラザにつきましては、コミュニティスペースということで子供たちが、いつでも、子供だけじゃないんですけども、常にいつでも来てフリーで使ってもいいよという部屋とあと談話室というところが2つございます。

談話室のほうにつきましては予約制になっておりますので、稼働率として、令和4年度でございますが、大体20%ぐらいの稼働率となっております。

コミュニティスペースにつきましては予約制ではなくてフリーなので、ちょっと稼働率というようなことが出づらいというところございますが、利用人数としては、令和4年度は1,303人の利用があったというところでございます。

続いて、第2ふれあいプラザについてでございますが、5部屋、貸出しができるような区分がございまして、1階にあります小会議室については、稼働率としては20%程度。1階の和室につきましては、14%ほど。2階の実習室については22%ほど。2階の中会議室につきましては18%、2階の第2会議室については8%というような稼働率に、令和4年度はなっております。

問（13） ふれあいプラザの稼働率今お聞きしたんですけど、例えば、

さっき予約が要らないコミュニティースペースなんですけど、前、確か橋本議員が、ここに来てた子供たちが心配だっていう話があったんですけど、これなぜか、入り口の張り紙には第2ふれあいプラザにぜひ行ってくださいみたいな張り紙もなかったですし、それからこれコミュニティースペースの利用状況を見ると、例えば4月だと子供が、4月で12人なんですよね。4月で12人ってことは1か月30日前後で考えたとしても、2日に1回、1人来るか来ないかという状況ですし、それから、私のほうのこの資料で稼働率が、例えば談話室の夜で見ると、稼働率が4月が1%、5月がゼロ%、ずっと1か2で、11月が3%と、3月が5%ということなんですよね。

第2ふれあいプラザの今の稼働率を聞いたとしても、これ完全に南部ふれあいプラザ第1のほうはなくても、全然、一つに集約できると思うんですよね。

そういう集約のお考えがなかったのか、そのあたりの議論についてお聞かせください。

答（総合政策） 稼働率や考え方の部分でございしますが、稼働率につきましては令和4年度は先ほどお話しさせてもらったんですが、コロナ前の令和元年度を調べてみたところ、コミュニティースペース、子供さん、月150人から200人ぐらいの利用があったというところがございます。

また談話室の昼間についても、40%を超える利用率がございました。まだ、なかなかコロナが明けてそこら辺がちょっと戻ってきてないのかなというようなどころありますが、実際、そういったところの心配がなくなればそういったような数の利用があるのかなと考えております。

また、張り紙等々につきましてはですが、実際、利用していただきってた子供さんたちや、そういったところには声かけをしておりますが、先般のところでもお話ししたように、第2ふれあいプラザのところに子供さんが来るというのがなかなかちょっと難しいというような状況が現状としてはございます。

また、集約の部分でございしますが、今回あくまでも移転先での事業実施は応急的処理でありまして、いろいろな貸館業務で利用者にも融通を

お願いして、何とか成り立っているというところでございます。

また、ふれあいプラザの駐車場のところには貯水槽もあって市が引き続き施設として所有していく必要があるのかなというような考えも持っております。

また今回ふれあいプラザがそもそも、ふれあいプラザについては整備する際に市民の皆さんから、親子や世代間交流を目的とした子供の居場所づくりと地域情報ネットワークの拠点、障害者の自立支援を目的とした喫茶店パン工房を地域の人たちとともに実施したい、そういった提案を受け、それを実現すべく整備をしてきた建物でございます。

交流、居場所、そしてチャレンジド支援といった複数の要素が入った施設となっております。単なる貸館であればそういった集約という話もあるのかもしれませんが、単なる貸館施設というわけではなく、そういった思いの詰まった施設ということで、市民からも存続を要望されているため、廃止ではなく改修して維持していきたいと我々も考えてございます。

問（13） ちょっとよくわかんないんですけど、この間も市民の声を聞いてふれあいプラザを残すといった答弁というのがあったんですけど、どうやったら市民の声を聞いて、今回のように聞いてもらえるのかっていうのがよく分からなくて、今まで唯一の劇場型ホールの中央公民館とか、いろいろ市民の声があったかと思うんですけど、何を基準というか、どうしたらそれは今回のように聞いてもらえるのかっていうところがよく分からないんですけど。

そのあたりちょっと、市民の方からもすごくいろいろ声をいただいているんですけど、どうなんでしょうか。

答（企画部） 市民の方の声っていうのがどこの範囲を指して言われているか分かりませんが、私ども南部ふれあいプラザを整備するに当たりまして、地域からの、こういった事業をやりたいと、この施設であればこういった事業をやりたいという要望を受けてこちらの施設を建てているところでございます。

したがいまして、こういった施設の要望を受けて、運営している方々

について、今後どういうふうな施設にしていけますかという声はちゃんと聞いているというふうに考えております。

問（13） そうなったら今後、例えば市民がこういう事業をやってそこで営利活動しながら市民の交流を図りたいって言った場合でも、そういう提案については聞いていただけるってということなのかっていうことと、それから、これよく分からないんですけど、やはり、今回は今の話でいくと、就労移行支援事業B型っていうのはすごくこれ国保連のほうから収入が入る事業で、いろんなところが場所についても借りたり、自分のところで自前の建物でいろいろ工夫されてやられてる事業だと思うんですけど、そういうところを今後こういうふうに市と一緒に共同して場所を提供してやってくっていうことができるのかっていうことと、それからここの就労移行支援事業者の方が建てられたパン工房みたいな建物があるかと思うんですけど、あそこの契約についても今全くなく、無償でお貸ししてるっていうことでしょうか。南部第1のほうの敷地の中に建物があるかと思うんですけど、そちらのほうも契約なしで、取りあえずあそこで事業をしていただいている、無償で事業していただいているということでしょうか。そこも確認したいと思います。

答（副市長） 今施設のことでも市民の声を聞いてっていうような、いろいろお話をしておりますが、まずもって、私ども公共施設の総合管理計画というのをつくっております。

その中でも、南部ふれあいプラザっていうのは今後も保全をして維持をしていく施設50施設の中の一つになっておりますので、確かに今回耐震のことでそういったことが発生をしましたが、総合管理計画に基づいて、最終的に、様々な視点からここの施設の将来も考えて、保全をしていく、使っていくという判断をしておりますのでよろしくお願いたします。

問（13） すいません。ちょっと私の先ほどの質問に対してのお答えがないのでお願いします。

答（総合政策） パン工房棟の部分でございしますが、第1ふれあいプラザの後ろにパン工房施設があるんですけども、パン工房の建物について

もあれは市の所有になっておりまして、あれも含めての指定管理というところになってございますので、その部分は言われたように現在は利用料は発生してないというところでございます。

ただ、そこにつきましても今後は使用料設定をしていこうと考えております。

問（13） 今副市長がおっしゃった様々な視点というところが、結局、総合管理計画で残していくということと、あと市民の声っていうこと、この2つは分かったんですけど、そのほかの様々な視点というのがあれば教えてください。

答（副市長） 様々な視点というか、いろんな角度から総合的に考えて、当然費用の面だとか、それから将来的なことも考えつつ判断をしたということでございます。

問（13） 将来的なことっていうのはどのようなことなのか教えてください。

答（副市長） 将来的なことというか、今の状況も踏まえて、将来的にあそこの位置にああいった施設が必要だろうと。我々は、各小学校区の中で、いわゆる自治組織をつくって、まちづくりの拠点としてずっとまちづくり協議会という使命を与えてやってきてるんですね。

その中でそういった理解をしていただいた団体が活動していただいておりますという、そういう話も踏まえて、将来的にこのまちづくりの視点として必要な施設だろうという判断をしたということでございます。

問（13） 私は別にまち協さんを否定してるわけではなくて、ここが2つ施設があるということについて、結局今、皆さん複合化とか、小学校に複合化するとか、それから遠くの宅老所の人が遠くまでバスで移動するとか、すごくいろんなことで不便をおかけしてる市民の方が多いのかなって思う中で、ここが2つふれあいプラザを残すっていうことが、私はなかなかそこが理解できなかったし、稼働率を見てもこれいろいろ見ましたけど、数字とか。別に1つでできる話ですし、就労移行については就労移行支援事業として独立でやっていただくっていうことは全然可能なことですし、そこに市民の方が集まるということでも全然それはで

きることだと思っていますので、今その就労移行の方との契約についてちょっとよく分かりませんし、結局その歳入歳出についても、何かすごく場所はどうぞって貸してるけど、その歳入についてはふれあいプラザに入っていないってことはこれ非常に私は問題だと思っていますので、そういうことからいろいろお聞きしてるんですよ。

だから別にふれあいプラザ、まち協さんがやりたいのは別にそれをやればいいと思うんですけど、それを1つにしてやるっていう考えは全くなかったっていうことですよ、そうなるよ。

答（副市長） 先ほど私総合管理計画の話を出しましたが、その中で御覧になって一度確認をしていただきたいんですが、改善取組対象施設の中には、南部第2ふれあいプラザは入っておりますので、計画上は、第2ふれあいプラザは圧縮を図る施設というふうになっております。

問（13） ということは、第2ふれあいプラザは耐震があるけど、こちらのほうをやめていく考えということなんですか。

第2ふれあいプラザって、これすごく、避難所になってて強固な建物で私はぜひこちらを残すべきではないかと思うんですけど、そうではないってことですね。

「委員長、議題の範疇を超えてるんで、しっかり議事進行をお願いいたします。」と発声するものあり。

意（13） いえ、これ長い間の指定管理の計画になってますので、本当にこの期間の指定管理でいいかどうかを含めて聞いてるんですよ。

答（副市長） ですので、今の、先ほども申し上げましたが、公共施設の総合管理計画の中を御覧いただくとそういうふうなすみ分けになってますよ。これまでもそうですけど、施設って、この計画に決まったからっていきなりこうじゃないじゃないですか。いろんなことも考え合わせながらその施設の寿命も考えて、イニシャルコストだけじゃなくてランニングコストも考えながら、最終的に判断をしていくと。今はその時期じゃないから、まだ両方の施設を維持しますというお答えをしておる

と思います。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第74号の質疑を打ち切ります。
暫時休憩します。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時20分

委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで当局より発言を求められておりますので、これを許可します。

答（秘書人事） 先ほどの議案第72号の関係で13番委員より御質問のありました職員組合の加入率でございますが、令和5年12月1日現在46%でございますので、よろしくお願いします。

（7）議案第75号 高浜市役所出張所設置条例の廃止について

委員長 質疑を行います。

問（12） マイナンバーカードの普及により、コンビニで各種証明書を発行できるようになったことから廃止することでした。

マイナンバーカードを持っている人にとっては、出張所は必要ないかと思われるかもしれませんが、まだ持ってない人には出張所が廃止されることは不便と思われるのではないかと思います。

先日の総括質疑の中で、マイナンバーカードの交付率80%ということでした。マイナンバーカードの取得が任意で、20%の人がまだ取得していない。あと、戸籍謄本や戸籍抄本については現在コンビニで発行できない。こういった状況の下で、今回の廃止ということについてのお考えをお願いします。

答（地域福祉） マイナンバーカードを持っていない20%の方が不便になるのではということと、また戸籍が発行できなくて不便になるというお話だったと思うんですけれども、いきいき広場出張所におきましては、利用率がすごく低くなっております。1日1件の発行にも満たない日も最近ではございますし、昼間であれば、いきいき広場ではなくて市役所でも取れますので、持っていない方20%のうち、いきいき広場で発行を今までされていた方がどのぐらいいられるか分かりませんが、そういった方には、いきいき広場ではなく市役所で取っていただきたいと思えます。

また戸籍につきましても、昼間、市役所で取ることができますので、そちらでの御利用をお願いしたいと思っております。

委員長 ほかに。

問（13） 戸籍については高浜市においては、マイナンバーで取得することがコンビニではできないってということで、今後の国の動向に合わせて取れるようになるって話ですけど、それはいつから取れるってということになるんでしょうか、戸籍をマイナンバーで。今の状況だと結局これだと日中、本庁にお仕事されてる方とか、そういう方は休みをとって取りに来なきゃいけないんですけれど、どうなんでしょうか。

答（地域福祉） 戸籍がいつからコンビニで取れるようになるかにつきましては市民窓口グループが協議しておりますので、こちらでは把握しておりません。

問（13） そうなると、結局今まで平日だとこちら19時までやってたってということは、平日仕事終わりに戸籍が欲しい人は取ることが可能だったと思うんですけれど、それからそういう方へのやはり戸籍についてはもう、先ほど言ったようにマイナンバーがどれだけ普及しようが、高浜市においてはコンビニでは取れないので、すごくそこは不便だと思いますし、それから、障害のお持ちの方で、例えばいきいき広場に行ったついでに、今までだったら取得することができたと思うんですけれど、そういう方々が結局戸籍は、また本庁に行かなきゃいけないってことで移動しなきゃいけないんですけれど、そのあたりどのようにお考えでし

ようか。

答（地域福祉） いきいき広場出張所における戸籍の発行件数なんですけれども、昼間は300件ほどありますが、夜間につきましては、1年間で100件にも満たない年がここ3年、4年続いております。御不便をおかけすることになります、何とか時間をつくって市役所で取っていただきたいと思えます。

そのような発行件数が少ない状況もありまして、障害がお持ちの方、移動に大変御不便をおかけすると思えますが、そこは、市役所のほうで障害の医療の手續等ある方もいらっしゃると思えますので、できれば市役所でとっていただきたいというふうに御案内をしていきたいと思っております。

問（13） 今までが平日8時半から17時15分は、出張所兼務の全職員で対応されてたということで、特にここについては予算化されてないのかなと思うんですけど、結局、平日の17時15分から19時ですかね。これについては、地域福祉グループが1名、介護障がいグループが2名の方が職員体制として対応していたよってことかと思うんですけど、この方々ってというのは、結局、福祉総合窓口の地域福祉グループの1名と介護障がいグループの2名の方と、これダブっているのではないのでしょうか。別でこういう方が、体制で見えたってことですか。

答（地域福祉） 福祉総合窓口の対応をしていた職員と出張所の職員は兼ねておりますが、出張所の業務ができるのが、夜間につきましては地域福祉グループと介護障がいグループの3名で対応しておりましたのでよろしくお願いいたします。

問（13） そうなると、結局この人件費が減るって理解になるのかなと思うんですけど。減らないんですかね。減るのかどうか。

それから、コンビニでとかいろいろ何かあるんですけど、結局、後、この戸籍抄本等の証明書って書いてあるんですけど、この等っていうのはどんなものに当たるのかっていうのがちょっとよく分からないと。

それから、結局これは平日に代休をとっていたということで、経費についてはそんなにかからないってことになれば、いわゆる職員が平日少

ないということになるのかなと思うんですけど、どうなんでしょうか。

答（地域福祉） 人件費につきましては、職員が交代勤務でやっておりますので、その分、窓口が混雑する午前中の職員が減って、そこがお待ちしている状況を改善したいということで、出張所を廃止して、昼間のほうに、お客様が多い午前中の職員を充実させるということです。

戸籍抄本等の等ですけれども、諸証明と記載事項証明というのをこちらで発行しておりましたので、そちらになります。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第75号の質疑を打ち切ります。

（8）議案第76号 高浜市介護予防拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

問（12） 今年4月から吉浜ふれあいプラザ内の交流スペースを活用してきたとのことですが、現在の利用者数についてお願いしたいのと、あと利用者全員がいつでもを利用するということがよろしいでしょうか。

答（健康推進） 宅老所こっこちゃんの利用者数につきまして、令和4年度の実績でお伝えをさせていただきますと、延べ利用者数が462名で、1日平均は4.7名という状況でございます。

こっこちゃんにつきましては、月曜日と金曜日に開所いたしておりますが、月曜日のほうで3名、金曜日のほうで5名が利用されておりましたが、1名、両方とも使ってみえるという重複されておりましたので、利用登録としては7名となります。

問（13） この間の総括質疑とか聞いててちょっと思ったのが、これ宅老所ってというのは登録して利用するということだということみたいなん

ですけど、これ登録っていうのは幾つもダブって登録ができるっていうことになるんでしょうかっていう確認と、それから、バスで移動していただくっていうことなんですけど、バスの経費とかはどこから出ているのかっていうのがちょっとよく分からないのと、バスについては民間のバスを使うんでしょうか。どのような形で送迎されるのかについても教えてください。

答（健康推進） 宅老所の登録につきまして、複数の宅老所を重複して利用登録できるかということについては可能であります。

そして、バスの経費につきましては、御自宅から各宅老所につきまして、社会福祉協議会のほうに送迎支援サービスという形で委託をしております。利用者さんが費用のほうを御負担いただいております。

問（13） 今までは、こっちゃんのところまで徒歩で歩いて利用されていた方が、今後は自宅からバスで宅老所まで行くことが可能ということになるってことでよろしかったでしょうか。

答（健康推進） おっしゃられるとおりです。送迎バスを御利用されれば、御自宅から宅老所のほうに送迎が可能となっております。

問（13） 例えば、やはり高齢者の方だと、100メートル、200メートルは歩けるけどそれ以上は無理とか、自宅の中とか自宅の周りだけであれば歩くことはできるけど、それ以上はちょっと距離が長くなると無理だなんていう方もお見えだと思えるんですね。今までこっちゃんというのは、例えば、どちらかというとも呉竹町のほうに近いほうになるものから、そうなるのと離れたところに住んでる方はちょっと今までは利用できなかったけど、そうやってバスで送迎してもらえらんだら今後は利用できるなっていう高齢者の方も見えると思うので、そのあたりっていうのは、やはり、ぜひこうやって利用できるんであれば高齢者の方に告知していただきたいと思うんですけど、どのような形でされていくんでしょうか。

答（健康推進） 送迎バスの周知につきましては、いきいきクラブの全体会のほうとかでも、そういった御案内のほうもさせていただいておりますし、今回のこっちゃんの移転につきましても、個々で登録されて

おられる方一人一人に御案内をさせていただいて、少しでも多くの方に引き続き、移転があったとしても利用していただけるようお願いをしております。

問（13） いきいきクラブさん、旗とか公園とかに立っていて団体の周知もされてるようなんですけど、ただ、やはり私の身近における高齢者の方がやはり家に閉じ籠ってるって、あまり言い方じゃないかもしれないんですけど、なかなか外に出られていないのかなっていうところで、今回これを機にやはりもっともっと、こういう送迎サービスがあるから足が多少悪くても参加できますからどうですかっていうようなことを、いきいきクラブ以外の高齢者の方にもいきいきクラブを利用することも含めて、ぜひ告知というか周知というか、お伝えできるといいのかなと思うんですけど、そのあたりのお考えはどうでしょうか。

答（福祉部） もともこの宅老所が使える方というのは、身の回りのことが御自身で行える概ね65歳以上の市内在住の方が対象でございます。御利用したい方につきましては、社会福祉協議会のほうでお申込みいただければ利用することができますので、社会福祉協議会のホームページのほうでも、そのあたりはしっかりと周知をさせていただいておるところでございます。

問（11） こっちゃん廃止によって、お年寄りの方が集うところが遠くなったということでありまして、吉浜の場合ですと、まちづくり協議会でありますとか、いきいきクラブだとか、いろんな活動して見えますと思っておりますけども、ここの連携というのはどう考えて見えるのか教えていただきたいと思っております。

答（福祉部） もともこの宅老所を設置した理由といたしましては、地域の皆さんが御自宅に閉じ籠らずに交流をしていただくことを目的といたしております。宅老所は平成11年にスタートした事業でございますが、その後、私ども生涯現役のまちづくり事業を開始をしまして、どなたでも気軽に立ち寄ることができる健康自生地というものを市内に現在100か所以上設置をさせていただいております。多くの市民の方が、健康自生地を日中の居場所として使ってお見えになります。おしゃべりをし

たり、それからお食事を楽しんでいただくこともできるような形となっております。いきいきクラブさんの活動も含めまして、多くの高齢者の皆さんが地域の中にある自分の居場所を見つけていただいて、活発に交流をしていただいております状況の中で宅老所の機能については、今後、耐震性のある公共施設であるいっぷくのほうへ集約をしてみたいと考えております。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第76号の質疑を打ち切ります。

(9) 議案第77号 高浜市心身障害児福祉施設みどり学園の指定管理者の指定について

委員長 質疑を行います。

問 (13) 今回、社協さんのほうが指定管理ということなんですけど、これがみどり学園さんに現在、常勤の方、現在っていうか今後、現在と今後、常勤の方が何名いらっしゃるって、非常勤の方が何名いらっしゃるのか。それからその方々のいわゆるどのような資格を持って見えるのかっていうところと、あと子供が今何名、療育を受けておられるのか、今後、何名という状況の療育サービスをされるのかについてまずお答えください。

答 (こども育成) 社会福祉協議会のほうから提出された、職員配置計画書に基づいて御説明させていただきます。

資格等を含めて御説明させていただきますと、管理責任者として1名、療育指導員を兼務ということで、資格等としては保育士。療育指導員として6名、保育士1名、あとは保育士等として補助として5名います。あと保育補助員3名、こちら非常勤3名ということで、特に資格はない。

あと事務員で非常勤1名となっております。

現在の利用状況としましては、令和5年の12月1日現在で、合計20組が通園しています。

問（13） 令和元年の総合評価のどこを見ますと、低学年グループの定員増により翌年度当初の就園が進んでいる傾向ということなんですけど、低学年グループの定員増によりっていうことで、そのあたりがちょっとよく分からないのと、就園が結局、何名中どれぐらいの方が就園されたのかについて教えてください。

答（こども育成） 令和元年の資料を持ち合わせていませんので、ちょっとお答えは差し控えさせていただくのと、あと就園につながる児童、園につきましては、基本的には、全員が就園するような形で行っております。

問（13） これの指定概要を見て質問してますので、ぜひ答えていただきたいと思うんですけど、令和4年度、限られた環境・整備の中で様々な工夫をされてるといようなことが書かれてるんですけど、どのような工夫を具体的にされてるのかについて教えてください。

答（こども育成） まさに、令和4年12月末に移転をした中で、旧みどり学園の施設の内容と移転先の施設の内容について差異が生じているという中で、以前の施設のほうで行っていた療育と同様のものができなくなるっていうところもある中で、それに応じた形で療育の時間の変更や、あと、市としても今回補正予算等で上げさせていただいている駐車場の利便性の不便性とかそのようなものを、随時、双方、意見を出し合って、不足のものについては対応していくということになっております。

問（13） 今までやってた療育ができなくなるっていうところが今すごく心配になるような御発言があったんですけど、具体的にどのような療育ができなくなっていたのか、それにどのように具体的に対応していたのかについても、お聞かせいただきたいと思います。

答（こども育成） 1つは、みどり学園の前の施設ですと、施設の前に広い庭があった中で、今回移転した先については、庭がゲートとゲート間の限られたスペースになっている中で、いわゆる運動会みたいなもの

がなかなかできなくなってしまうと。じゃあ、それをどういうふうをサポートするかっていうところについて、施設の中で体を動かせるような措置をとるなどして対応してるという形になっております。

問（13） 指定管理者制度の検証の課題の中で、限られた人材・環境を創意工夫して質の良い療育サービスの提供が必要とされるって書かれていて、ということは今まで必要とされるってことは、提供ができていなかったのかなというふうにこれちょっと読むとそういうふうに読めちゃうんですけど、このあたりについてはどのように今回、プレゼンテーションされてるわけですので、どのようなプレゼンがされているのか教えてください。

答（こども育成） 社協からの提案として、各事業についてどのような実績を行ってきたかってことについては、親子で触れ合い遊びを通してより良い親子関係をつくっていくような取組を行っているというようなこととか、友達との触れ合いを楽しみながら社会性の芽を育てていく。基本的な生活習慣を身につけられるような援助をしていくっていうような、従来、行ってきたいいわゆる療育の上での肝という部分については、形は変われど同じような質のものを担保していくというような形で提案していただいております。

問（13） 先ほど子供は現在20組ですよっていう話なんですけど、これは定員は何人を考えられているのかっていうところと、それから今回、非公募ということなんですけど、市の積算が結局幾らで、この指定管理に当たって幾らで、事業者の提案金額が幾らであったのか教えてください。

答（こども育成） 定員っていうか、施設で大体対応できる人数として積算してるのが、1回1日当たり大体14名ほどで積算しております。

いわゆる給食のあるグループと給食のないグループがそれぞれありまして、それを合計すると20組ということで、それぞれの給食のあるグループが週3回のグループが9組、給食のない週2回の通園グループが11組、日によって変わるので、その定員は一応満たしているという形になります。

ちなみに予算につきましては、提案されてる予算、令和5年度が約3,000万円。令和6年以降につきましては、人件費の高騰等もありまして、大体400万円ほど増加した3,400万円から3,500万円の間に提案のほうがされております。

問（13） 市の積算が幾らであったのかちょっとお答えがなかったのと、先ほど定員満たしてるって話なんですけど、逆にちょっと定員満たしていると、待機をされてる、本来、療育が必要だけど療育が受けられないっていうことになってるのか、今後そういうこともあるのか。そのあたりについても教えてください。

答（こども育成） いわゆる療育を必要とする方のつながりがうまくいってないかどうかということの御質問かと思いますが、いわゆる、1歳、2歳児健診とか3歳児健診等で必要だと思われる方について保護者の方にお話をした上で、みどり学園をお勧めしておりまして、待機というようなものは現在発生してないというふうに考えております。あと、予算額がいわゆる市の積算した必要な額として考えられる形になりますが、それにつきましては、大体3,400万円から3,500万円。今回提案していただいている金額を踏まえて市のほうもその金額が妥当であるというふうに考えております。

問（13） 今回、非公募でこれもちょっと非公募のところ指定管理者制度導入に関する基本方針によりって書いてあって、私はこの基本方針が法律を逸脱する基本方針だと思っておりますが、これについては地方自治法で先ほど言ってる第167条の2のどこに当たるのか教えてください。

答（こども育成） まず地方自治法において、指定管理者制度というものはどこにうたわれてるかと言いますと、地方自治法第244条の2にうたわれてまして、そちらで、条例の定めるところにより指定管理者を指定することができる。その中で、高浜市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の第2条に、特別な事情があるものに限り、非公募による方法を取ることができるとありますので、議員がおっしゃられる、いわゆる地方自治法施行令第167条と直接関連するものではないと考えております。

問（13） 今の理由とここの備考の理由と、これ違うと思うんですけどどちらが正しいんですか。

答（こども育成） 指定管理者の基本方針において、地域の活力を積極的に活用した管理運営を行うことにより、サービスの向上や効率化または地域の活性化が図れるなどの事業効果が相当程度期待できる地域密着型の施設において、地域の住民等により構成される団体として、保育園の運営や社会関連事業を広く手がける社会福祉協議会を位置付け、高浜市公の施設の指定管理の指定の手続等に関する条例第2条に規定される、特別な事情にあるものとして判断したということになります。

問（13） さっきはちょっと特別なちょっと療育という特殊なことで、それで非公募っていう理由なのかなと思ったけど、それではないこちら理由だから、そこが違う矛盾してるんじゃないですかっていうところを聞いたかったんですけど。

答（こども育成） 社会福祉協議会がいわゆる障害者に対する事業や保育園の事業等を行っているというところの中で、いわゆる療育にも精通しているというような解釈となります。

問（13） 私はこれをちょっと備考読んだときにすごく違和感があったもんですから、今の説明を聞けばそういうこともあり得るなと思うので、やはり備考の書き方についてはもう少し納得できるような結果としていただきたいと思うんですが、いかがでしょう。

答（こども育成） 以後、考慮いたします。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第77号の質疑を打ち切ります。

（10） 議案第78号 高浜市女性文化センター及び高浜市春日庵の指定管

理者の指定について

委員長 質疑を行います。

問（13） 今回、これまた2つの施設を一緒に指定管理者の指定をされてるんですけど、利用目的ってこれ違うと思うんですね、施設の。なので、なぜこれを2つ一緒にずっとされてきてるのかという意味がよく分からないので教えてください。

答（文化スポーツ） いわゆる生涯学習施設については、これまでも複数施設を包括的に指定管理者に任せてきたという経緯がございます。条例に定める設置目的は、個々の設置目的というところはございますけれども、大きくは、市民の皆様の学び、活動したいという思いを支えていくと、そういった共通的な目的もございますので、今回、2つの施設を一体的にということ考えております。

問（13） 今回、プレゼンテーションされたということで、今までの課題で、自主事業の工夫など施設の魅力アップや人づくり・まちづくりにつながる学びの充実が必要ってことなんですけど、これまで自主事業どのようなものをされてきたのか、今後どのようなものが提案されてるのか教えてください。

答（文化スポーツ） 自主事業についての御質問でございますけれども、これまで行われてきたものでございますが、例えば、女性文化センターですと、実用書道ですとか、クラフトの定期的な講座、あとは単発ものですが、やはり手芸ですとか書道といったような講座がこれまで行われてきております。

今後ということですが、この指定管理者の指定の議決が御可決いただければ、具体的な事業計画を立案していくというところでございますが、委員会の中でも、従前の同じ講座の繰り返しではなくて、施設の利用促進につながるような講座ですとか、市民の皆さんの学びに資するようなものをぜひ企画していただきたいというような意見も出ておりますので、そういった点を踏まえて、事業計画のほうを計画していただくよう働きかけてまいりたいと考えております。

問（13） 今、女性文化センターのほうの自主事業ですかね、先ほどお

答えいただいたのは。春日庵の自主事業はないんでしょうか。

答（文化スポーツ） 春日庵のほうでは今まで行われておりません。

問（13） クラフトとか手芸とか書道とかってあるんですけど、これのようにこれ公募されてきたのか、それから利用人数についても、どれぐらい利用者が見えたのか教えてください。

答（文化スポーツ） 講座の受講生募集については、例えば新聞広告などですとか、公共施設にチラシを配布して公募をされているというところがございますけども、講座の内容によってちょっと定員が様々ではございますが、大体各講座10名から15名程度の募集をされておまして、ほぼ定員に達しているというような状況でございます。

問（13） これいつの新聞広告とか、公共施設とかにはどのようなチラシだったのかっていう、全然私、女性文化センターで自主事業してるってことを今日初めて知ったので、これホームページとか広報には載せていなかったんでしょうか。ここについて確認したいと思います。

答（文化スポーツ） ちょっといつ広告を入れられたというところまでは把握しておりませんが、申込期間が定められておりますので、その前にとということで周知されていたというふうに理解しております。

それから、市のホームページ、広報というところは掲載しておりません。

問（13） 先ほども、やはり今後、そうした講座が必要ではないかというような評価委員の指摘とか、それから利用促進に向けた取組っていうところがすごく弱いと思うんですよね。今回、1団体しか応募がなかったということなのかなと思うんですけど、このスケジュールを見ると。

そうすると、結局、これプレゼンして、その1団体があまり利用促進に向けた取組とかなければ、これは再度公募をすべきだと思うんですけど、ちょっとこれあまりにもやってる事業が弱いですし、なぜこういう形になってそのまま同じように公募を続けているのか。これであれば、再度やはり公募してしっかりやっていただいて利用促進に向けた取組を行うべきだと思うんですけど。例えば、これ春日庵だったらお茶席があるんですよね。そこにお茶の先生を呼んで、ほかの自治体のように茶席

を設けて、市民の方に多くの方に利用してもらおうとか、いろんなことができると思うんですけど、先ほど言っていた話だと春日庵は何もやっていないと。ただの貸館だけだったら指定管理にする意味がなくなると思うんですよね。それであれば貸館業務で、単独で委託契約を結べばいいんですけど、そうなってくると指定管理の意味がないと思うんですけど、そのあたりどういうお考えなんですか。

答（文化スポーツ） 利用促進ですとか自主事業という点につきましては課題のほうにも書いているとおりでございますし、委員会の中でもそういった意見のところは出ておりますので、そういった課題のところを踏まえて今後運営をしていただくというようなところは考えております。

それから、再公募すべきじゃないかというところがございますけれども、私ども今回の選定に当たって選定基準というものを設けております。選定基準の中では、全ての項目で普通以上の点数かつ6割以上の得点率といったような基準がございますが、それを満たしておりますので、今回議案として諮らせていただいたというところがございます。

それから春日庵のところについても、先ほどお茶席を設けてというようなお話がありました。自主事業として行っておりませんが、貸館の事業の中で、そういった広く皆さんにお茶席として使っていて寄っていただくというようなことが行われております。

いずれにしても、それぞれの設置目的に沿って、より皆さんに使っていただけるように、また、市民の皆さんの学びに資するような取組というところを働きかけてまいりたいと考えております。

問（13） いや、もう募集して決まって、それで今から働きかけるっていうのが、私はちょっと理解できないんですけど。それでどれぐらいやっていただけるんでしょうかね。やはりそれは募集段階でこれだけやりますよってことで、じゃあやってくださいっていうお約束しなければ、なかなかできないと思うんです、株式会社です。本当にそれでいいんでしょうかっていうところと、それから今回、春日庵は、非常に本来これ民間移譲とか、結局、今後は持ち続けないっていう当初の総合計

画ではあったわけですね。そうなってくると、やはりこれ建物自体もなかなかあまり手も入れられてないようですので、修繕費の取扱いについてはどのような契約になるのでしょうか。

答（文化スポーツ） 指定管理者の候補者の選定に当たっては、募集要項で市として求めたいことというものを定めて公募をして提案をいただいているというところでございます。

提案の内容として、少し課題があるところについては、意見を付して事業者のほうに通知をしているところでございます。

それから今後の運営については、もしこの議案のほうが御可決いただけたら、毎年度、事業計画を立案して、それに沿って運営していくというところでございますが、きちんと、市の定めた募集要項ですとか、事業計画に沿って、運営されてるかというところはモニタリングを行ってまいります。

それから、春日庵について修繕ということでございますが、今回、募集要項の中で定めておりますが、2つの施設を合わせて修繕料として15万円ということで設定をしております。市と事業者との分担というところでございますけれども、軽微な修繕というのは指定管理者のほうで対応する。躯体設備に関わる大きな修繕というのは市のほうで対応するというような形で考えております。

問（13） いや本当今話聞いてるとこんな募集で、こんな選定の仕方いいんですかって。それ指定管理でわざわざ募集してていいんですかと思うんですけど。これ選定基準としてなんか普通以上で6割以上の得点率っていうんですけど、この6割っていう得点率っていうのがもともとこれ低いんじゃないんですかと思うんですよね。すごくやはりこういう募集して、私はちょっと刈谷市の例を聞いたんですけど、東京のほうの事業者が大きな施設とか指定管理をする中で、すごくいろんな事業者を呼んで活発な文化活動をされていて、市民もすごくそういうのに興味を持って参加されてるっていうのを聞いてるんですけど、なかなか高浜でそういう施設を聞いたことがないもんですから、そういう意味ですごくこれ選定基準とかそういうものが甘くないのかなと思うんですけど、そ

のあたりの考えと、結局、今後利用促進に向けた取組は具体的に本当によろしくされるのかっていうところをはっきりしていただきたいなと思います。

答（文化スポーツ）　そもそも選定基準につきましても委員会のほうにお諮りをして決めているというところでございますけれども、5段階評価というところで、その中でも少なくとも普通以上というのは当然指定管理として運営していただく以上は、それは最低限の基準ということでございます。今回、審査の中でも普通ということだけじゃなくて当然、良いだとか、大変良いと言ったような評価をつけていただいている点もございまして、総合的な点数としては、議案の参考資料のところの点数が書いてあるとおりでございます。

今後の運営については、先ほどから何度も申し上げてるように、提案内容、それから事業計画に沿って運営していただくというところでございますが、市が考えているような募集要項で定めているような内容のところはしっかりやっていただくようにということで、外部の評価委員会というような制度もございまして、そのところは注視してまいりたいと考えております。

委員長　質疑の途中ですが、暫時休憩いたします。

休憩　午後0時02分

再開　午後1時00分

委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

問（13）　では引き続き議案第78号についてお聞きしたいんですけど、結局、今回これ公募されて市の積算が幾らで入札金額、入札率について教えてください。

答（文化スポーツ）　提案された指定管理料の金額ということでお答えしたいと思いますけれども、令和6年度から令和10年度の5年間で6,562万500円という提案額でございます。市の積算ということですが、

指定管理につきましては、それぞれ募集要項等に従って事業者のほうで創意工夫ある提案をされてくるという趣旨でございますので、私どもとしては提案額が妥当かどうかという点で確認をしておりますけれども、その提案額というのは、令和4年度の支出の実績額を踏まえ、人件費については近年のベースアップが加味されているというところで妥当であるというような判断をしております。

問（13） 金額は向こうの募集金額のときが6,562万500円で、妥当かどうかということでも妥当であるというふうに言ってるんですけど、それは市としては積算をしていなくて、市から提案があったものに対して妥当かどうかの判断をしたってということなんですか、そうなるかと。

答（文化スポーツ） そのとおりでございます。募集要項、運営仕様書を示して、それぞれの事業者が提案されてくるというところでございますので、市として積算するということは非常に困難かと思っておりますので、この指定管理者制度においては、提案された額というものを検証して、先ほど申し上げたように、私どもとしては妥当であると考えております。

問（13） ちょっと全然意味が分からないんですけど今の答弁だと、プロポーザルをして、結局、その提案が良ければ高くてもそちらになる場合っていうのもあるんですよ。でも逆にその提案の内容によっては低いほうを選ぶ場合もあるし、それはいろいろだと思うんですよ、金額に関しては。だからあらかじめやはりそれを市がある程度積算をしてから募集して、それから決定しないと。妥当かどうかというの、出てきてから妥当かどうかというの何かすごく違和感があるんですけど、そういうやり方で今までもやってきて今後もやってくってということなんですかね。

答（文化スポーツ） 例えば、委託事業のように仕様書があって、その仕様書どおりに、例えばこういうこと何回やりましょうとか、そういうことを事細かに決められているというような委託契約であれば、当然ながらその予定価格ということで市の積算というものが必要かと思っておりますけれども、募集要項というのは、市が求めるのは、一定の最低基準という、これだけのことを求めますよ、プラスアルファで創意ある工夫を

求めるといったところでございますので、そういった中で、市の積算をあらかじめ決めるというのは難しいかと思えます。ただ、これまで運営してきた実績がございましたので、その実績と比べてどうかという観点でチェックすることは可能でございますので、今回そういう観点で提案額のほうを確認したということでございます。

問（13） ごめんなさい。今、私の先ほどの答弁にお答えしていただけてないんですけど、結局、今までもそういうふうにして市の予定価格をつくらずに、提案をされてそれが妥当かどうかを決めてから決めていた。で、これからもそういうやり方をやっていくってことなんですね。そこを確認だけしたいと思えます。

答（文化スポーツ） これはそれぞれの施設でどのような募集をしていくかというところによるかと思えますけれども、場合によっては、例えば、提案の目安額ということで、これまでの実績額を踏まえたような目安額を設定して募集を求めるというやり方もございます。今回については、その目安額という意味での設定はしておりませんが、募集に当たっては、募集要項のほかに令和4年度の利用実績、あるいは収支決算書の状況、そういったこれまでの過去の実績として運営費にこれぐらいかかってますよということをお示しした上での募集ということでございますので、ある意味そこが一定の基準になってくるというふうに考えております。

問（13） その基準はお幾らだったでしょうか。

答（文化スポーツ） これまでは、吉浜公民館、春日庵、女性文化センター3施設での運営ということでございましたので、年度報告書で出ております数字のほうを公表をしているというところでございます。

その3施設の令和4年度の指定管理料としては、1,870万2,000円ということでございます。

問（13） そういうことではなくて、結局さっき市の予定価格を作ったっておっしゃるもんだから、女性文化センターと春日庵の予定価格を聞いてるんですけど、どうなんですか。

答（文化スポーツ） 先ほど答弁の中で予定価格をつくったという趣旨

で申し上げたものではございませんが、募集に際して、これまでの実績額ということも、市から収入が幾らなのか、それから運営にかかる経費が支出としてどれぐらいかかるのか、そういったことも公表して募集を求めているという趣旨で申し上げたところでございます。

問（13） 全然わかんないんですね。結局、じゃそれが市は幾らを予定していたのか、その予定よりも高くても低くてもそれはプレゼンテーションによってそれはオーケーになる、ならないとかいろいろ出てくるんですよね。だけど基本的な金額っていうのは、市がやはりそれは定めているはずですので、それも今お答えになっていただけないということでしょうか。

答（文化スポーツ） 繰り返しの答弁になりますけれども、令和4年度の運営の実績がありますので、それをお示しして募集をして、提案者も当然ながらその金額というのを見た上で提案をされているというふうに理解しております。

先ほど申し上げたように、今回の提案額というのは、令和4年度の実績額をベースにして、ただし人件費については近年の上昇率を加味しているというところでございますので、これまでの実績額を踏まえた提案ということで妥当であるというふうに考えております。

問（13） だから結局、最初に市の積算とか予定価格を示しておらず、結局募集に対して出てきたものに対して妥当かどうかやったってことですね。これ女性文化センターと春日庵、予約についてはどこで行っていて、予約はどれぐらい前から、予約期間、それから許可についてはどのように許可を出しているのか教えてください。

答（文化スポーツ） 申請の受付については、女性文化センターの窓口で行っております。許可については、指定管理者名義で行っております。

問（13） だから自分が利用したいときより、予約期間というのはいつからいつまでになるのか、それから許可についてはいつ許可書が出されるのかについてお聞きしたいです。

答（文化スポーツ） 申込みについては規則に沿って運営をされているということで、利用する月を含んで3月前の1日から受け付けがされてい

るところでございます。許可書がちょっといつ発行されているかというところの具体的なところは承知しておりませんが、利用の前に許可書のほうが出されているというふうに認識をしております。

問（13） 予約のお尻はいつになるんでしょうか。

答（文化スポーツ） ちょっと今回の議案とどこまで直接関係するかというところでございますけれども、運営にかかることということで参考までにお答えしますと、規則上としては、3月前から利用する日の7日前までというところでございます。

問（13） なかなかちょっと利用がしづらいんですね。1週間前までになっちゃうと、例えば5日ぐらい前だと利用ができない、予約ができない。それから例えば、キャンセルとかがあったときに、その部屋を、例えば自分がとりたかった部屋がとれなかったけどそこがキャンセルとなったから…。

「議案の範疇を超えています。」と発声するものあり。

「いやだから聞いてください。最後まで。」と発声するものあり。

委員長 倉田議員に申し上げます。議題の範囲内をお願いいたします。

意（13） いや、どこまできちんとそこを融通つけてできるかっていう、指定管理業者がやってくれるかっていうところ確認したいんですけど、それも聞けないんですか。これ指定管理の業務の一環ですよ。それも聞いちゃいけないんですか。いけないんですね、委員長、それも。それは指定管理の業務の範囲で、どれぐらいこの業者がやっていただけるかっていうのを確認したいんですけど、それも聞けないってことですか。

委員長 当局は答弁ができますでしょうか。

「委員長、文化スポーツグループ。」と発声するものあり。

委員長 文化スポーツグループ。

「まだ質問途中ですけど、委員長。委員長、私、質問途中ですけどいいですか。」と発声するものあり。

委員長 失礼しました。倉田委員お願いします。

問（13） 部屋が、例えばキャンセルを自分が取りたい部屋がとれなくて、そこがキャンセルになったときに、変更とかそういう融通とか、やはり利用者の利便性を高めるようなことをしていただけるのか、その辺も確認したいと思います。

答（文化スポーツ） 原則としましては規則にのっとった運営ということで、利用希望の7日前というのが原則でございます。ただし、例えば日中でありましたら管理人が常駐しておりますので、7日前でなくても、例えば数日前で部屋が空いているということであれば対応することもあるということで、ある意味弾力的な運営のほうは行っております。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第78号の質疑を打ち切ります。

（11）議案第79号 高浜市スポーツ施設の指定管理者の指定について
委員長 質疑を行います。

問（13） 以前の予算とか決算の特別委員会で判明したことなんですけど、以前このグラウンドとテニスコートと武道館に、マラソンとか学校開放を含めた指定管理契約をされていたんですけど、今回、公の施設は6施設載ってるんですけど、今までと同じようにマラソンとか学校開放については、今回この指定管理の範囲に入ってるのか入ってないのか、どちらでしょうか。

答（文化スポーツ） 今回の指定管理の運営の内容というところに学校

開放ですとかマラソンといった行事のほうは入っておりません。

問（13）　ということは、今までの契約がやはりよろしくなかったということで改善をされるってということですね。

答（文化スポーツ）　今回その期の満了に合わせて全体的に内容のほうを確認しまして、今申し上げたとおりの対応としております。

問（13）　ここに専門知識・技能・経験を有するということですが、具体的にどのような方が何名いらっしゃるのか教えてください。

答（文化スポーツ）　では指定管理業務に携わっていらっしゃるスタッフの方というのは、人数としては10人いらっしゃいます。ここの業務に関わる方だけではなく、それ以外にも組織の理事という役員の方もいらっしゃいますけれども、例えば、競技で言いますと、野球ですとかサッカー、バドミントン、テニス、バレーボール、陸上、卓球、ドッジボール等々様々な種目に携わっていらっしゃるということ。また、競技経験としても、例えば県大会や東海大会、全国大会に出場された御経験があるですとか、実業団に所属されたことがあるですとか、そういった大変素晴らしい成績を収められている方がたくさんいらっしゃるということ。それから資格としても、日本スポーツ協会が公認しているような指導者の資格といったようなものを持っていたり、例えば、元学校の先生で体育の科目の専門の方がいらっしゃる、審判の資格を持ってらっしゃるとか、大変専門知識に長けた方たちの集団であるというふうに理解をしております。

問（13）　アンケートをされてるようなんですけど、このアンケートのフィードバックについてはお願いしたいってことで、コメントが選定評価委員会から来てるんですけど、これについてはどのように対応されるのですか。またアンケートっていうのを私今まで見たことないんですけど、どのような形でされてるのでしょうか。教えてください。

答（文化スポーツ）　ある一定の期間に利用された方にアンケート用紙をお渡しして意見を集約しているというところがございます。その意見については、指定管理者の中と市のほうで共有しておりますけれども、そのフィードバックしてはどうかというのは、例えばホームページで公

表するだとか、施設のどこかに提示して、誰でも、どんな意見が出てどう対応するのか分かるようにしてはどうかというような御意見でございます。

問（13） 御意見は分かったんですけど、その御意見に対してこのたかはまスポーツクラブってというのはどのようにされていくんでしょうか。

答（文化スポーツ） 寄せられた意見について、例えば、改善に資するべきというようなことがあれば、それを取り入れて改善に取り組んでいくというようなことでございます。

問（13） いや改善なんですけど、その公表されるとか、先ほどそういうふうにしたほうがいいんじゃないかということで評価委員会に言われたってこと言われたんですけど、それもされるということですか。やらない、やる、どういう形なんですか。

答（文化スポーツ） 委員会での意見を参考にして、また指定管理者の御可決を賜りましたら、そういう意見を尊重して運営していくようにということで協議をしてみたいと考えております。

問（13） 課題として「する」「みる」「ささえる」の観点からのスポーツ推進、市民活動団体等との連携が必要ということなんですけど、これに対してどのような対応をされるというふうにお聞きしておりますか。

答（文化スポーツ） まず、課題の安全・安心なスポーツ環境の整備というところで、グラウンド等についてはかなり老朽化しているんですか、昭和時代に整備されたものも多いという中で、ここは非常に大事な課題であるというふうに思っております。市のほうで修繕すること、また指定管理者のほうも日頃こまめに目配せしていただいて、例えば、部品とかがあれば御自身たちで直されるというようなこともされておりますので、そういったお互いに役割分担をしながら環境整備のほう図ってみたいというところでございます。

もう一つの課題の「する」「みる」「ささえる」の観点からのスポーツ推進というところですが、とにかく、スポーツ、健康づくりとかレクリエーションも含めてですけれども、「する」というところに着目されがちではございます。どうしても体を動かすことはハードルが高いと思われ

がちなところもございますけれども、そうではなくて気軽に楽しく、市民の皆様同士と触れ合いながら、健康づくりや身体を動かすことができるような事業を企画していくですとか、そういったところを指定管理者のほうとも協議しながら事業のほうを実施していただきたいというふうに考えております。

問（13） さっきの安心・安全スポーツ整備の環境にも図ってまいりたいというのは、これは市の意見なのか、それとも、たかはまスポーツクラブのほうの御意見なのか、どちらかちょっと分からなかったのでその確認と、それから、これ企画していく、協議していく、今から企画していくんですか。これプレゼンで独自事業については、今までどのような事業をされてきて、どこの場所でどのような事業をされてきて、今後どのような事業をされるということになっているんでしょうか。

答（文化スポーツ） 議案の参考資料のこの指定の概要のところに書かれてる課題というのは、指定管理者制度の検証という欄で書いておりますので、市として認識している課題ということでございますけれども、こちらについては、指定管理者のほうも同様に認識しているとともに、委員会の中でもそういった御意見というところはお出ておりますので共通の認識であるというふうに考えております。

それから自主事業のところでございますけれども、提案の中では市民の皆さんが気軽に触れることができるような事業を企画していきたいというところで、イメージとしては、例えばニュースポーツであったりだとか、そういうものを指定管理の対象施設の場所を使って、スポーツクラブのメンバーの皆様、あるいは、時にはいろんなスポーツの関係団体の皆様と連携しながら事業を企画していくというような予定でございます。

これまでの自主事業というところでございますけれども、様々行っただけでございますけれども、あるけあるけ活動と、あとは先ほど少し話題出ましたけれども、マラソンですとかそういう大会の運営といったようなところが当たってくるかなと考えております。

問（13） ちょっとよく分からないんですけど、あるけあるけはこの

公の施設のみ使ってやってるんじゃないですよ、多分。それからマラソンもそうじゃないですよ。さっきマラソンがここに入っていないって言ったんですけど、マラソンは結局この指定管理者がこの指定管理事業としてやるんですか。よく分からないんですけどそうでしょうか。

答（文化スポーツ） 今、最後に申し上げたのは、質問の中でこれまでどんなことをされてきたのかという御質問でしたのでそれをお答えしたとおりでございますけれども、冒頭で申し上げたように、マラソンについては今回は指定管理の業務の中には含めておりません。

問（13） いや、指定管理でプレゼンテーションするとき、指定管理業者が、例えば何月ぐらいにはこういう行事をやります、例えば何月ぐらいには、地元のドラゴンズの選手を呼んで野球教室をやりますとか、そういうきちんとしたプレゼンがなかったってことなんですかね。今後皆さんと企画してくとか、協議していく、これだったら指定管理じゃなくてよくなっちゃいますよね。市が後から一緒に考えていくんですか。指定管理でやってるっていう私は意味が分からないんですけど、これに関して。どういうことなんですか。今から企画していきたい、今から企画するんですか。これ、プレゼンテーションではどういう独自事業を発表されたんでしょうか。

答（文化スポーツ） この件に限ったことではございませんけれども、この提案書というのは、事業を進める考え方、方向性といったようなことを中心にまとめられているというところがございますので、先ほど申し上げたように自主事業といったところについては、身体を動かすことの楽しさですとか、スポーツ、健康づくりを通じて市民同士のつながりを深めるですとか、そういった観点で事業を企画していくというふうに承知をしております。

具体的な計画というのは、今後、年度計画というのを立案されていく中で、いつどんなことをやっていくというのが具体的にになっていくものであると理解をしております。

問（13） だから何月にこういう企画やってこれぐらいの費用が要りますとか、そういうものを積み上げて指定管理の金額を出していくんじゃない

ないんですか、指定管理って。なんかすごくなんか全然私意味がよく分からないんですけど。なんかすごく違和感があるんですけど、そのあたりちょっと御説明いただきたいんですけど。

答（文化スポーツ） 先ほども申し上げましたように、今回は指定管理者の提案ということでございますので、運営に当たっての基本的な考え方、方向性を中心にまとめられているというところでございます。先ほど申し上げましたけども、具体的なことというのはこの方向性に基いて、さらに細かな計画、年度計画とかを立てられて、それに沿って運営をされていくというところでございます。

問（13） だって応募金額とか市としても幾らかかるっていうのも決まっていますよね。それに関しては、この6施設を管理運営しながら独自事業やって、結局、これ市の積算が幾らなのか、それから募集して募集したところの金額、幾らをお示しいただいてるのか教えてください。

答（文化スポーツ） こちらのスポーツ施設の指定管理についても、先ほどの女性文化センター、春日庵の議案のところでお答えしたとおり、市としての示したものといたしますか、募集に際しての募集要項の公表に際して、これまでの令和4年度の収支決算というところをお示しして、それに基づいて提案をさせていただいているというところでございます。

今回の提案額については、基本的には令和4年度の支出の実績額を踏まえて、人件費については近年の上昇を加味した金額ということで提案を受けております。

問（13） だってマラソンとか学校開放がなくなるわけだから、これ大分金額変わってきますよね。今まで学校開放のお金もこれ条例上は、本当は指定管理の中に組み込めないと思うんですけど、今まで入れてたんですよね。その確認と、利用料金制、これ幾らを見込んでるんでしょうか、歳入は、市として。

答（文化スポーツ） 出された提案書に対して私ども確認する中で、当然、学校開放、マラソン等の行事が外れてくるというところで、令和4年度でかかっている経費というのも除外した上で確認をしております。

それから、今回の指定管理の提案に当たっての利用料金の提案額とい

うことをございますけれども、利用料金としては985万円というということでございます。

問（13） 結局、利用料金が985万円入ります。支出がいわゆる人件費、光熱水費、管理運営費ですよね。独自事業についてはどういう予算づけをされているのでしょうか。今から決めていくっていうのに、どういう予算づけっていうか、どういう市の予定価格をされてるのか全然分からないので教えてもらっていいですか。

答（文化スポーツ） 何度も繰り返しになりますが、予定価格という考え方のところは指定管理者制度のところはございませんのでお願いします。

それから自主事業については、10万円ということで提案がされております。

問（13） いや10万円だったら本当大したことできなくなっちゃうなと思うんですけど、本当どんなことができるのかなと思いますけど、それが具体的にこういうことを、自主事業、独自事業として指定管理者制度をわざわざ使ってるわけですからね。だからそこがこういうやつをやりますよっていうことで、だったらこういう企画をして運営していただけるんだったら、市としてもこれだけお金も出していいし、ここの業者を選びましょうってことになると思うんですよね。なかなかそれがちょっと私が今納得できるような御答弁がないんですけど。

今回非公募ということなんですけど、非公募の理由についてもこれ備考の欄に書かれておりますけど、これであれば非公募でいいのか。これ、きちんとやはり公募をしていろんな提案をいただいいただかないといけないんじゃないですか。これちょっと非公募にする理由にしては弱いと思うんですけど、いかがなんでしょうか。

答（文化スポーツ） 非公募の理由については、議案参考資料、それから指定管理者の指定概要の備考欄に書いてあるとおりでございますけれども、ここは具体的な理由ということで書いておりますけども、それに至るまでそもそもということで、指定管理者制度の導入に関する基本方針でもございますけれども、その中で特別な事情があると認める場合は、

公募によらないことができるという規定がございますので、そういった基準も踏まえて、このスポーツ施設については非公募としております。地域の活力を積極的に活用した管理運営を行うというようなところで、住民の皆さんで構成される団体というようなところに該当するということ。それから、市がこの施設の管理運営を行わせるために働きかけを行った団体ということでは必ずしもございませんが、ちょうど、たかはまスポーツクラブが立ち上がってくる経緯の中で指定管理者制度というのが国でも地方自治法の中に設けられ、行く行くは市の施設の管理も請け負っていくというようなところも認識されて、平成18年度からこれまで4期にわたって管理をされてきているというところがございますので、そういった施設の管理というところを見据えて、このたかはまスポーツクラブが運営されているというふうに理解をしております。

問（13） 今の話は全く非公募ではなくて逆に言えば付度をしているとしかなんか思えないんですけど。以前、私、決算特別委員会的时候に、ここの指定管理がマラソンとか学校開放が入ってる時なんですけど、いわゆる歳入から歳出引いた金額が約800万円もあったんですね、余剰金。これNPOですから、この余剰金はこのスポーツクラブさん、使途はどのようにされるんでしょうか。

答（文化スポーツ） 決算特別委員会で御質問いただいたのは、議会の資料要求の中で指定管理者の決算額の一覧表が載っておりました。その金額について収支差が800万円あるということだったかと思えます。年度報告書の決算の記載のところは、ちょっと誤解がある書き方だったかなというところがございますけれども、令和3年度までは、例えば、たかはまスポーツクラブ、いろんな市の事業を受けているという中で、今、法人税と消費税を合わせて、1,000万円弱ぐらい納税されております。3年度までの決算については、そういった納税の部分とかも反映しておりましたけれども、4年度の決算のところは、そういったところが書かれていなかったというところで、実際この指定管理の金額の割合でいくと、少なくともそういった納税だけでも400万円ぐらいはあるというところがございます。そうすると、その収支差の800万円のうち400万円は納税の

部分が実際にあり、残りの400万円は、当然この事業を受けていくためには、スタッフの雇用の管理ですとか、いろんな経費の管理だとか、いわゆる一般管理費的な経費も必要になります。それから法人としての一定の利益も必要となります。そういう点で、お金の使われ方というのは妥当であるというふうに思っておりますが、ただ年度報告書の書き方のところがちょっと誤解を与える書き方でなかなかちょっと分かりにくかったかと思しますので、以後はそういうことのないように留意してまいりたいと考えております。

問（13） 今の話でいくとちょっと細かいこと分かりませんが、市が直営でやれば、逆に言えば800万円ぐらい浮くってことですよね。なので、ちょっとこれ、わざわざこの指定管理でやるっていうことが、メリットがよく分からないんですけど、どうなんですか。

答（文化スポーツ） ちょっと今申し上げたことと、市が直営でやれば浮くということの関係性がよく分かりませんが、仮に市が直接行うということであれば、市の職員が何人か必要になってくるということをございます。

先ほども申し上げましたけれども、このたかはまスポーツクラブというのは、スポーツの専門知識、技能経験、様々な資格を持っていらっしゃる方が、自分たちの経験を生かして、まちのため、市民の皆さんのために活躍したい、そういう思いで運営をされているという中で、やはり御自身たちがスポーツをやられるというところがございますので、いろんな施設の管理に当たってもそういう目線で見えていただいています。これ市がもし直接やるといったときに、正直、市の職員ではそこまでなかなかできないと思っておりますし、例えばその評価の選定の委員会の中でも、管理についてはよくやっていただいているというような評価をいただいております。

問（13） それはそうでしょ。できないですよ。できないからそういう人たちを会計年度とかいろんな方法でやれば、はっきり言って消費税だって10%ですよ。10%だって、結局こういう指定管理なり委託費に上乗せしないとイケないんですよ、今の時代でいくと。そうなった場合、

この指定管理が今の時代にもうなじまないとは思ってるんですよ。

だから、指定管理がそれだけいいっていうんだったらそれだけのメリットをきちんとしっかりお伝えいただければなと思うんですけど、お伝えいただければお願いします。なければ、次に行っていただいて結構です。

答（文化スポーツ） 今回たかはまスポーツクラブに、これまで平成18年度から4期にわたって18年間、この運営に携わっていただきました。なぜ、引き続き指定管理をしていくのかという理由については、先ほどの繰り返しになりますけれども、非公募理由に書いてある理由がまさにその理由そのものでございます。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

質疑もないようですので、議案第79号の質疑を打ち切ります。

（12）議案第80号 高浜市吉浜交流館の指定管理者の指定について

委員長 質疑を行います。

問（13） 再度、ちょっとこれ吉浜交流館ということですよ。以前の施設と名前が変わったということであって、今までと名前が変わった以外に、今回、今までの指定管理者制度の検証というところは全く空欄になっておりますが、名前が変わって条例が一部変わったということで、あえて空欄にされてるのかなと思うんですけど。

今までの、こちらの何ていうんですかね、結局、ここ同じ高浜市総合サービス株式会社が今までも指定管理者として管理運営されてきたわけですので、そのところの評価と課題についてお聞かせください。

答（文化スポーツ） 吉浜交流館、令和6年4月1日からの運営スタートということで新しく運営をスタートするという意味で、この議案参考

資料の指定管理者の指定概要の指定管理者制度の検証という欄が空欄ということでございますが、ただこれまで、吉浜公民館、それから女性文化センター、春日庵の3施設を一括で運営してきているという点でいきますと、議案第78号の女性文化センター及び春日庵の指定管理者の指定概要の指定管理者制度の検証欄の記載内容としては、同じようなことになってくるというところでございます。

問（13） やはり1個ずつ、管理する公の施設の利用目的ってというのはやっぱり若干違ってまいりますので、それはそれぞれやはり評価すべきだと思うんですけど、今までここが吉浜公民館として同じ総合サービスが行ってきた独自事業を詳しく教えていただきたいのと、今後の独自事業、そして利用促進についてはどのようなプレゼンがされたのか教えてください。

答（文化スポーツ） これまでの自主事業ということでございますけれども、吉浜公民館で行われた自主事業としましては、ソフトピラティスの講座という定期講座のほうが行われております。

今回の提案に当たって、今まで女性文化センター、吉浜公民館で、先ほど午前中でも答弁しましたけれども、そういう講座を行っています。そして、生涯学習基本構想・基本計画にのっとって進めていきますというように提案がございましたけれども、やはり吉浜交流館になるということで、例えば地区の特色を生かした事業ですとか、そういったところの工夫をしてほしい。それから、そのことが利用促進ですとか、そういうところにつながるようにということで委員会のほうからの意見が出されており、事業者のほうにもそういったことを伝えておりますので、今後事業計画をつくっていくときにはそういった点に留意して具体的な計画を練っていただくということになります。

問（13） ということは今具体的な計画がないということですね。独自事業も決まってないってことですね。イエスカノーかだけで結構です。

答（文化スポーツ） 先ほど来から何度もお答えしておりますけれども、提案ですので、あくまでも、例えばこんなふうな方向性で取り組むという考え方のことを示しております。

それがその次のステップとして、さらにその方向性を具体化していくというような流れになってまいりますのでよろしくお願いします。

問（13） 先ほど、女性文化センターについて弾力的な運営をされていたということなんですけど、私はここの吉浜公民館で弾力的な運営がされない扱いをされたことがあるんですけど、今後どうなんでしょうか。今までもどうだったんでしょうか。

答（文化スポーツ） ちょっとどのようなことがあったのかというのは承知しかねますけれども、運営の基本的な考え方は、先ほどの第78号の議案のところでお答えしたとおり、基本的には規則に定められた運営をしていく。ただし、先ほど申し上げたように、日中であれば管理人がおりますので、7日前ということにこだわらず、部屋が空いてれば使っただけするようにするというような弾力的な運営は行われております。

問（13） 残念ながら弾力的な運営がされなかったということがあるのであえてお聞きしたんですけど、これ利用料金制を導入するってことなんですけどこれ、幾らを見込んでいるのか。

それから、募集したときの提案金額を教えてください。

答（文化スポーツ） 利用料金については、毎年度、126万5,000円で提案をされております。

それから提案額についてでございますけれども、5年間の指定管理料ということで、5,339万9,500円でございます。

問（11） 今、13番議員が言われた、弾力的な運営がなされてなかったという具体的な内容をお聞かせください。

答（13） 何か私に質問するっていうのも変な形だと思うんですけど、いいんですかねと思うんですけど、いいですよ。

私は、自分が1階を利用したかったんですけど、1階が予約が入ったので2階を予約しました。5日か6日前に1階がキャンセルされたということだったので1階に、足の悪い方がいるから変えてくださいって言っても変えていただくことはできませんでした。それは、7日よりもっと前だったらいいけどそれはできないって言われたんですね。

そういうことで弾力的な運営をしていただけないなっていうところで

す。

そういう意味でいくと、いいですか、ついでに質問して。委員長よろしいですか。

「規則で決まってるでしょ、それは。」と発声するものあり。

「いや、部屋の変更って規則で決まってるんですか、じゃ逆に。どうですか。」と発声するものあり。

委員長 静粛に願います。

「規則で決まってるんですか。勝彦議員が言ってるんですけど。部屋の変更というのは規則で決まってるんでしょうか。」と発声するものあり。

委員長 質疑をお願いいたします。

質疑が終わりでしたら、倉田議員、質疑。

「委員長、11番。」と発声するものあり。

委員長 鈴木委員。

問（11） 利用の中のルールというのが一定のルールが決まっているわけですから、その中で判断されたと思いますけども、それで間違いないですか。

答（文化スポーツ） ちょっと、いつ、どのようにというところが承知しかねますので、申し上げるのがなかなか難しいところございますが、原則は先ほど申し上げた、規則に基づいて、ただし、先ほど申し上げた、空いてれば使っていただくというようなことをやっておりますけれども、ただ、例えばコロナ中のときとかというときですと、また今のは事情が違う運営の仕方をしておりますので、ちょっと、いつかというところ

が分かりかねますけれども、今申し上げたような形で運営はされております。

問（13） 利用促進をもっと図れるように私はすべきだと思うんですね。よく言われるのが、子供たちの勉強するところがないってことを高浜市の方からよく聞いております。

それで多分今いきいき広場の学習室も結構盛況なのかなと思うんですけど、やはり予約が入っていないときにそういう子供たちの学習施設として開放するとか、あと独自利用についても、やはり、なかなか高浜の市民の方が文化に触れる機会、今まで知らないような文化っていうのを、やはりそういった教室を企画していただいて、それに対して今後はその人たちが今度は自主事業として継続するとか、そういったことがなかなか今高浜市で行われていないもんですから、そういうことについてもやはりしっかりプレゼンしていただいた上で、これ決めていくべきだと思うんですね。

もしそれがなければ、やはりそれは市が委託事業として、指定管理ではなくて委託事業として改めて市が独自で、やはり文化スポーツグループとして文化、日本国憲法に定められている文化に市民が接することができるようなことを企画すべきだと思うんですけど、そういうことはなく漫然となんかずっと指定管理は指定管理って言ってるような気がするんですけど、そのあたり、どこでどのように協議されてるんですか。

答（文化スポーツ） これまで、生涯学習施設としても平成18年度から18年間、4期にわたって運営をしてきているというところがございますけれども、当然その指定管理の期間ということで、最初は3年、そのあとは5年ずつという期間がございます。

その都度、改めてどうするかというところを考えながらやっているわけですがけれども、指定管理者の制度の基本方針というところののっとりながら、今回の指定管理者の指定概要のところの導入目的というところも書いてありますけれども、引き続き効果があるということで続けていくというふうに考えております。

問（13） 指定管理っていうのは今回もまた言ってるんですけど、1つ

の館を管理運営しながら独自事業してくんですけど、ここの吉浜交流館って吉浜図書室が入っていてそこも指定管理ですよ。これ契約上どういうすみ分けがされてるんでしょうか。

答（文化スポーツ） 今回の吉浜交流館の指定管理の中では、図書室のところは対象とはなっておりません。

問（13） これだと対象になってるのか対象になってないのか、条例上も所在地が全く一緒なんですよ。

契約上、ロビーとかトイレとか、それはどういう契約になってるんですか。全然これ分からないんですけど。これ責任の所在が曖昧になるし、私は、1つの館で2つ指定管理があるっていうのはふさわしくないと思うんですけど、それについての市のお考えもお聞かせください。

答（文化スポーツ） 今回の指定管理の募集に当たっては、募集要項、運営仕様書というのを定めて、どこが対象かというようなところも出してあります。

先ほど申し上げた吉浜図書室の部屋の中の運営というのは、これは美術館・図書館としての図書事業の運営に当たるので、そこは対象ではないというふうに切り分けてあります。

問（13） やはり複合化複合化っていうのであれば、これ図書室も一緒に指定管理の中に私は入れるべきだと思ってあります。そうすれば、結局そこで管理して常駐してる方が図書のほうの貸出しとか返却に対しても対応とかできるんですよ。

そういうところでの税金の使い方については、全然検討されてないのかなと思うんですけど、そのあたりのお考えはどうなんでしょうか。

答（文化スポーツ） 図書事業の考え方についてはこれまでも一般質問等でもお答えしておりますけれども、身近な場所で図書に触れる機会を設けていくというような運営の考え方をしてあります。

そういったところから言いますと、やはり図書のことには精通されてる事業者が運営していくことがふさわしいであろうというふうに考えております。

問（13） 以前、図書室はシルバーの方が、また指定管理業者から委託

されてるような話があったんですけど、じゃ、ここには専門家がいてということなんですかね。それともう一つあわせてお聞きしたいんですけど、吉浜交流館っていうのは、避難所になってるんですよね、指定避難所になっています。

これ、災害時の施設利用に関する指定管理者との契約ってどのようになっているのでしょうか。

答（文化スポーツ） 今2点御質問いただきました。

1点目の図書室の運営については今回の議案とは直接関係ないとは思いますが、参考までに申し上げますと、窓口対応としてはシルバーの方がやられているというところがございますが、まずどのような本を並べてどのように手に取っていただくかというようなことを考えるというのは、専門のスタッフが行っているというところがございます。

避難所の関係については、この直接指定管理者の書類の中で決めているというところではございませんが、別途防災のほうの担当部署のほうが取決めをしているというふうに理解をしております。

問（13） 避難所になるわけですので、避難所時の契約はされていないということですか。これはだって文スポの担当の公共施設ですよね。契約してるかしていないかについては分かってないといけないと思うんですけど、そこが契約としてはどのような契約が交わされているのか、もしくは、全くそういった契約がないのか。

それからさっき図書の専門家の人が図書を入れたり整理したりとかいう話だけど、それだけは別に、私はそれだけを委託すればいいと思うんですよね。

だから別に、指定管理で全て図書室も入れればよかったと私は思っているんですよ。

だから今回のこの指定の概要の中で、図書室は入ってませんというのは、この概要を見るだけだと分からないんですよね。図書室が入ってるか入ってないかも。市民の方も結局、この指定管理の所在地の住所は全部一緒だから分からないんですよね。非常に分かりづらい。それから契約として私はふさわしくないと思うんですけど、これからもそういう1

つの館に対して2つの指定管理があることに対しては、市の方針としてはそういう方針を取り続けるってことでよろしかったんでしょうか。

答（こども未来部） 公の施設を市民の方に利用していただく中で、その機能を最大限に発揮するという形で申し上げますと、交流館は交流館としての機能の部分をしっかり市民の方に使っていただく。また図書室については、図書としての機能を市民の方に使っていただく。そのやり方として、今のやり方がふさわしいと考えております。

委員長 ほかに。

問（2） 先ほどの質問の中で、文化を憲法に定められてるってことに対して答弁してみえて、あれと思ったんですが、ちょっと1点確認をしたいと思うんですが、指定管理、私もちょっと幾つか関わってきたことあるんですが、基本的に指定管理、公の施設を管理するってところがメインですが、自主事業が全く計画されてないっていう話だったんですけど、基本的に公の施設はやっぱり利用者の利便性を損ねてはいけないという部分もあるものですから、その辺の調整、それから、各種関連団体との調整が必要になるという部分があるものですから、計画はおいおい調整しながらやっていくっていうスタイルをとられているかと考えるんですが、いかがでしょうか。

答（文化スポーツ） 今、自主事業についての御質問いただきましたけれども、まさにどういうことをやっていくかということに当たっては、関係者との調整ということも必要になってまいりますので、今後、これが議決されましたら、そういったところの具体的な調整が図られていくものと考えております。

委員長 ほかに。

問（13） こちらの指定管理、この吉浜交流館、この自主事業の予算としては幾ら上げてみえるんでしょう。募集してきた総合サービス。

答（文化スポーツ） 事業費については、7万円ということで計上されております。

委員長 ほかに。

問（2） 先ほど自主事業費について少ないだろう云々って話がありま

したが、基本的に考え方として、予算をかけずにやられる事業もあるかと思いますが、その辺どう考えられていますか。

答（文化スポーツ） 今御質問いただいているとおりでございますが、必ずしもお金をかけずともできることもあるのではないかと理解をしております。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第80号の質疑を打ち切ります。

（13）議案第81号 令和5年度高浜市一般会計補正予算（第7回）

委員長 質疑を行います。

問（13） 補正予算書の58ページ、2款1項12目企画費の高浜市ふるさと応援交付金。これこの間9団体によってことだったんですけど、具体的に9団体それぞれ幾らなのかお答えください。

答（総合政策） 具体的にどの団体に幾らというところですが、今回予算計上させていただいている数字ですが、人形小路の会に14万9,000円、港小学校おやじの会に1万6,000円、まちづくり市民会議に4万9,000円、渡し場かもめ会に4万5,000円、消防団盛り上げ隊10万1,000円、トレーニングケアに3,000円、高浜の防災を考える市民の会に15万7,000円、南部まちづくり協議会に5,000円、吉浜まちづくり協議会に5,000円の計53万円というような形になっております。

予算計上のここにつきましては52万9,000円ですが、当初予算で枠取り1,000円というように計上しておりますので、合わせると53万円という金額になっているところでございます。

問（13） 同じく、この14目の下の情報系庁内LAN管理事業なんですけど、パソコンを購入する、新しく入った職員のパソコン購入費なんですけど、これやはり当初予算からある程度は見込んで計上すべきものな

のかなと思うんですけど、そのあたりのお考えはいかがでしょうか。

答（ICT推進） この補正予算については、新規採用職員に配布するためのノートパソコン8台を購入するための費用となっております。予算の考え方ですが、ノートパソコンの配付に関しては、故障時の予備台数がないという明らかな場合は当初予算で計上することは考えておりますが、新規採用職員がまだ当初時点で来年度の職員数が不確定のものは、これまで補正予算で予算計上しているところです。

問（13） ということは、ある程度、例えば大体平均的に何人新規採用職員が近年であるもんだから何台分ぐらいは当初予算に載せるよとかそういうお考えは今後もないっていうことですよ。だったらもう絶対にこれ12月補正で上がってくるような金額っていうことになるってことでよろしかったでしょう。

答（ICT推進） 今後のことについては絶対ということは言えませんが、基本的な考え方として、今のように人数が分かり次第、補正予算として上げさせていただくことを考えております。

問（13） 補正予算書64ページ、3款1項2目のソフトウェア修正業務委託料、それから、3款1項3目の障害者福祉サービス等給付費、それから、同じく下の7目の介護保険システム修正業務委託料、こちらについて詳しく御説明をお願いいたします。

答（介護障がい） まず、3款1項2目のソフトウェア修正業務委託料と、同じく3款1項7目の介護保険システム修正業務委託料につきましては、令和6年度の報酬改定のためのシステム修正ということでございます。

それから、3款1項3目の障害福祉サービス等給付費でございますが、給付費のほうは、サービスの利用が増えておる関係で年々増加をしておるところでございますが、今回、特に市外で福祉ホームに入所した方がいらっしやいまして、その方に対するサービスとして重度訪問介護というのが新たに、予定していなかったものが発生したということが主な増額の原因になっております。

問（13） 保守管理ということになると先ほどから言ってるように、こ

これは当初予算になぜ上げてこれないのかなっていうところと、今福祉サービス等給付費っていうことで1名の方がっていう話があったんですけど、これ1名の方だけで1億4,103万円なんですね。けたが違うんですね。

これちょっとよく、それだけだと何か納得できない数字になってるんですけど、いかがなんでしょうか。説明をお願いします。

答（介護障がい） 保守管理ではなくて報酬改定に伴うシステムの修正でございます。

それから、主な大きい増額の理由を説明をさせていただいておりますが、当然、その方だけで給付費が1か月200万円以上発生しているというようなことが実際にごさいますけれども、それに加えて当然就労継続支援だとか、そういったものも増えておりますので増額ということでごさいます。

問（13） 本当に障害者サービス給付費とか、これも本当に年々伸びるものなんですよ、逆に言えば。伸びるものなので、逆にこれは、この間は下半期と当年度の上半期で予算をつくるって言ったんですけど、これもそういう考えできてるんだけど、それプラスアルファは多分伸び率っていうのを掛けてると思うんですよ。でもそれ以上の伸び率があったっていうことで、いわゆる想定外ということの理解なんですかね。

それであればやっぱり、もう今後はこの想定外でなくなるような、やはり当初予算のつけ方をしないとイケないと思うんですけど、いかがでしょうか。

答（介護障がい） 障害福祉サービスについては非常に見込みが難しいところがございまして、今回のように年度途中で新たに、例えば住環境が変わって利用のサービスが変わるだとか、そういったこともございまして、対象が変わられたりだとかいろんな要素がございまして、一概に、どれぐらい見込めばいいのかという、青天井になってしまうようなことでもいけませんから、我々としては現実的のところ当初予算を編成させていただいておりまして、年度途中で不足が見込まれるような状況になった段階で補正予算という形で計上させていただいておりますの

でよろしく願います。

問（13） 扶助率の伸び率っていうのはどのような計算方式とか、どのような考えの下、されてるんですかね。

答（介護障がい） 一律にどのサービスでどの伸び率をとということではやっておりませんので、よろしく願います。

問（13） 一律じゃなくてもいいので今回のこの障害福祉サービス等給付費については、どういう当初予算の計上のされ方をしたのかなというのを教えてもらっていいですか。

答（介護障がい） 現状のサービスの利用状況を踏まえて若干の伸びを見込んで編成をしております。

問（13） そんなはアバウトにやってるんですか、予算編成って。若干のって言われてるんですけど。

伸び率が過去年でこういう傾向があるから、だからその平均値をとってやってますとか、伸び率がこれだけ毎年伸びてるからその伸び率を、今までの伸び率にプラスアルファしてやっていますとか、そういう答弁ではないということで、あまりにもすごいそういうアバウトな予算をされてるっていうことでよろしかったんですかね。

答（介護障がい） 障害福祉サービスの中にも各事業ごとにそれぞれ事業がございますので、その事業ごとにその実績や伸びを見て判断しております。

問（13） だからその実績や伸びっていうのをどういうふうに具体的に判断されて、具体的にどういうふうに伸び率に換算されてるのかっていうのを聞きたいんですけど、何かそういったお答えがきちんとあれば、こちらとしてもそういうことかってことで納得して、でも今回の補正はこういう事情がありましたってことであればそれは納得できることなんですけど。

ちょっとあまりにもなんかちょっとアバウト過ぎちゃうので、もし補足できるものがあれば補足してください。

72ページの3款3項2目の生活保護の扶助費、こちらのほうが1,300万円、補正予算が上がっております。

これについても、やはり今非常に物価が上がっていて非常に苦しい思いしてる方がたくさんあるんですけど、ただ、生活保護の基準というのはたしかここところ変わっていないものですから、そういう意味で、どのように予算編成をされて、どうしてこういう補正予算になったのかについて御説明をお願いいたします。

答（地域福祉） 生活保護の扶助費ですけれども、予算につきましては、前年度実績で積算しております。

今回の不足の原因としましては物価高もありますが、生活保護の受給者が全体的に増加の傾向がございます。それとともに、高齢者世帯が増加しておりまして、廃止になる世帯が少なくなってきたというのが大きな原因となっております。

物価高で高齢者世帯で生活に困窮する方が増えて、今現在半分程度が高齢者世帯となっております。十分に働くことができない障害者世帯も増えてきておりますので、世帯数が増加の傾向がございます。

ただ、就労して廃止になる方もいないわけではございませんので、そこら辺のことも考えまして、予算のときには前年度並み、もしくは、若干の増加を見込んでということで積算しております。

問（13） やっぱり我々議員としては、やはりそうやって生活がこれだけ物価が高くなって苦しい思いをしてるっていう方がどれぐらいいるかっていうのをこういう補正予算でも把握する一つの要素になってくると思うんですね。

そういう意味でも10款3項2目の中学校の生徒就学援助事業、こちらでも143万2,000円増えております。

これもやはり当初の予想を上回る就学支援の受給者があった。今、ちなみに中学校、小学校それぞれ就学援助を受けている生徒の人数がどれぐらいみえて、何%ぐらいになってるのか教えていただいでよろしいでしょうか。

答（学校経営） 就学援助でございますが、6月に認定作業を行うわけですが、小学校で認定した数字が215名、中学校で認定した数字が157名となっております。その後、その当時保留だった方がいると、課税状況

の確認が取れ次第、却下あるいは認定の方もいますので、現在はそれ以上に人数的には増えているものと考えております。

問（13） それ以上になったから今回この補正が出たのではない。どうということなんですか。今の説明とちよつとこの補正との整合性がよく分からなかったんですけど。

あと小学校215名、中学校157名っていうのは、6月の時点で現在は今は分からない、不明ってことですか。例えば何月末とかでもいいんですけど、それが全体の生徒の何%ぐらいに当たるのかについても、やはり今、貧困率っていうのが非常に問題になっておりまして、やはりそれは地域ごとにも違うと思いますので、高浜としてはどうなんでしょうか。

答（学校経営） 今回、中学校就学援助費を補正させていただいた理由としまして、昨年度の認定者数を基に我々としては、当初予算を組ませていただいております。

ところが今年度、予定人数を、当初想定した人数を13人ほど今現在超えているということで、この増えた原因は何なんだろうということで担当とも話したんですが、今年度初めて、保護者の連絡システムのすぐーるで今年の2月に連絡させていただいたこともあって、より周知が図られて増えてきたのではないかというふうに考えております。

あと、認定率ということですが、例えば小学校ですと、6月時点の数字ではございますが、7%ほどになるかと思えます。中学校のほうは10%ほどになると思えます。

問（13） ありがとうございます。ちよつと非常にショックな数字が出てきたなと思えますが、就学援助費のほう、すぐーるのほうで連絡したことで申請する人が増えたんじゃないかなという話がありましたけど、これって一応紙ベースではもう今全員には、年度当初とかそういうときには渡してる、もう今やめちゃったんですか、どうなんですか。ちゃんと渡されてるんでしょうか。どういう状況なんでしょうか。

答（学校経営） 周知方法につきましては、新入学児童に関しては5歳児健診、在校生に関しては2月初めに案内を配布しております。

それ以外に、先ほど申しあげましたすぐーるで今回から発信しており

ます。また広報やホームページでも周知を図っているところがございます。

問（13） ありがとうございます。やはり周知がすごく大事なということが改めて分かりました。ちょっとこの10%という数字を聞いて、私今大分ショックを受けてるんですけど。

引き続き、82ページ10款5項5目の文化事業費の美術館・図書館管理運営事業なんですけど、これ総括質疑で今年の6月に確認申請書を出したところ、県から対応が必要だと言われたっていうんですけど、これ用途変更に関わる支援業務委託料を払って支援していただいていたんですよ。なぜこのタイミングでこういうことを言われてしまうのかというのが私理解できないということが1つ目と、それから、もう一つとしては、これ9月に補正でも出してますよね、多目的トイレの工事費。で、また今回補正が出てきてるんですよ。これ何でどんだん小出しに出されてるようにはしか思えないんですけど、こういう状況を私はすごく非常に問題だと思うんですけど、なぜこういう状況になってるんですか。

答（文化スポーツ） 今2点御質問いただきましたが、まず、多目的トイレの工事費について9月補正で出ていたじゃないかということでございますが、この当時もお答えしていたかと思えますけれども、設計業務が終わって工事費のほうに分かってきたというところで9月補正で計上させていただいているというところでございます。

それから、2点目の御質問についてでございますけれども、私どもとしては、用途変更に係る確認申請というのを委託をして、審査機関のほうに出して、確認済証というのが3月中に届いております。

ただし、今年の6月になって、審査機関ではなく県のほうから、その確認申請書はどんな中身なのかということで写しを求められたということがございました。

その中で、県がいろいろ図面だけでは分からない、分かりにくいところというところも確認される中で、総括質疑のところでお答えしましたが、その工事がもう少し必要であるというようなことの見解が出てき

たということで計上させていただいておりますが、9月補正では間に合わなかったというのは、9月補正の締切りというのが7月上旬でございますので、見積りをとって予算を検討するのに9月補正の締切りに間に合わなかったというところでございます。

ただ、今回12月補正で上げておりますけれども、工事としては期間としては比較的早く終わるものということでございますので、年度内には十分終わる内容でございます。

問（13）　　すごく不思議です。バリアフリー法のことはずっと前から私も言ってると思うんですけど、議会で。これバリアフリー法についての経営の相談というのは、いつ行かれてるんですか、これ。いつ何回、いつ、何月何日、何月何日、いつ行かれてるんですか。詳しく教えてください。これ本当に不思議です。何でこういうことになるのか。

答（文化スポーツ）　　少し繰り返しになりますけれども、確認済証自体は、今年の3月に下りてきているということではございます。

その後、県のほうから少し確認をしたいというようなことのお話がございますして、5月と7月にお伺いしておりますけれども、その間に文書のほうで照会があり、そのやりとりをする中で、先ほど申し上げたように、もう少し対応が必要なところがあるという見解がございましたので、工事費を計上させていただいたということでございます。

問（13）　　バリアフリー法に、きちんこの県の人にやさしい街づくり条例、通称のバリアフリー法にきちんと適合するような改修が必要なんてことは、もうとっくに分かってることじゃないですか。

それをこれを今さらやって、また補正で上げてくるという。もっともっと前に相談して話はできたはずですよ、これ。私もっと前に県に行って直接聞いてます、お話を。これ大丈夫なんですか聞いてますよ。だから本当に、結局、今3月中に年度内に終わりますって言ってますけど、今、違法状態ってことですよね。違法状態かそうじゃないかについてだけお答えください。

答（文化スポーツ）　　違法状態じゃないかどうかというようなことも過去の一般質問のところで何度かお答えしてるかと思っておりますけれども、全

てのバリアフリー工事のほうが終わりましたら、県のほうに工事完了届を出していくということでございます。それをもって、用途の変更が完了するという流れでございます。

それから、現在工事を進めながらというところでございますけれども、そのことについて県と相談をしており、問題はないという見解はいただいております。

問（13） でもやらなきゃいけないことでやるっていう、予算をつけてやるってことは違法状態ですよ、今。

違法状態であって、本来であればこれ7月にもう新たに図書館が開館してるんですよ。もうこれとっくに前に決まっちゃったよね、条例制定されてましたよね。私こんな前に条例で制定してどうするんだろうと思うぐらいに条例制定されたんですけど。

なぜその間に、開館する前にできなかつたのかっていう、すごく不思議なんですよ。これ県とかに直接行っていろんなお話聞いて図面を見せて全部やってれば、はっきり言ってさっきの支援業務委託料だって要らないと思うんですよ。私も実際行ってお話聞いてくれば分かりますよ、そんなの。

すごいこれ違法状態を、今まで確認をしてこなかったってことになるんですけど、すごいこれ非常に問題なんんですけど、こんなやり方でいいんですか、高浜市。どうなんですか、その辺の見解を教えてください。

答（こども未来部） 違法というものを何をもって言ってるのかがよく分からない部分であります。私ども県と確認していく中で、したほうがいい部分が出てきて、それをきちんとやっていく。その中で、供用開始の部分も含めて確認して行っているということですので、それが違法に当たるかどうかというのがちょっと私はよく分かりませんが、そうやって進めてきておりますので、問題がないと思っております。

問（13） だからそれはやるべきことですよ。それは開館前にやるべきことです、今部長が言ったことは。けどもう既に開館しちゃってるわけですから、今用途変更が確実に法律にのっとった形でやられていないってことはこれ違法じゃないですか。違法な状況で開館しちゃったって

ことですよね。

今から法律にのっとった用途変更していくって、今からしてくってことですよね、まだ足りない部分については。今後きちんと、これもうこれ以上はないって言われたんですけど、こういうやり方を今後もしてっていくことなんですか。もう何かすごく、私、これ図書館に関してはどンドン費用が増えていて、私は第222条違反だってずっと私は言ってますけど、監査委員はなぜかこれは違法じゃないとか言って、全然違法じゃない理由がよく分かりませんが。だったら逆に、別にだったらそんな違法じゃないって言うんだったらこれ改修しなくていいことじゃないんですか。違いますか、逆に言えば。

答（こども未来部） しかるべき時期にしかるべきことをやってないっていうことをもって違法というなら違法なのかもしれませんが、きちんとそこは県と確認をとりながら進めておるということで、それですとされているものでございますので、それを違法という話では私はないと思っております。

問（13） 確認を求めていることを違法なんて言ってませんよ、今の図書館の状況が違法ですよって話をしてるだけなんです。

確認を求めていることはそれは当たり前のことだし、それは開館前にやることですよって言ってるんですよ。

それを開館されてからやってるってことが問題じゃないんですかっていう話をしてるけど、でも問題ないってことです。

もし違ってればお話しいただければいいですけど、そういうやり方をされていくってことです。

答（こども未来部） そのタイミングでできていなかったっていうことは、今の結果から見るとそうかもしれませんが、それを踏まえて今やるべきことをやって県に確認をとりながらやっているということですので、問題はないと思っております。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第81号の質疑を打ち切ります。

(14) 議案第84号 令和5年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第3回）

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第84号の質疑を打ち切ります。
暫時休憩いたします。

休憩 午後2時21分

再開 午後2時30分

委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(15) 陳情第16号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情

委員長 意見を求めます。

意(1) それでは、市政クラブを代表いたしまして、意見を述べさせていただきます。

本陳情は、介護、福祉、医療と多岐にわたる陳情であり、この陳情自体は、本市のみならずほかの自治体にも同じものが出されていることと思いますが、本市には当てはまらないところもあるのではというふうに考えます。

まず自治体のDX推進について、住民の福祉の増進と人権保障のためとありますが、そんなことは当然のことであり、全ての事業の大前提で

あるというふうに考えております。

続いて福祉施策について、例えば、介護保険料・利用料などを引き下げよとありますけれども、今後、社会保障費の増大、これは間違いなく増えていくものと考えます。そんな中で、財源の確保もなく、担保もなく、簡単に保険料・利用料を下げよということは、介護保険制度の維持という面でも無理だと、不可能であると考えております。

よって、本陳情には反対とさせていただきます。

意（12） 物価高騰等により家計が圧迫して、子育て世帯や高齢者には厳しい生活となっております。そのため、全国で拡大してきている学校給食費の無償化といった子育て支援や低所得者への介護保険料・利用料の減免、障害者控除対象者認定書の自動送付などの福祉施策の充実等を求める本陳情には賛成いたします。

委員長 ほかに。

意見なし

委員長 ほかに意見もないようですので、陳情第16号についての意見を終了いたします。

（16）陳情第18号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書提出を求める陳情

委員長 意見を求めます。

意（2） 陳情第18号につきまして、市政クラブを代表して意見を述べます。

我が国は、唯一の戦争被爆国として非核三原則を掲げ、核兵器廃絶に向けた国際社会の取組をリードしていく使命を有しております。核兵器のない世界を実現するためには、核兵器保有国を巻き込んで核軍縮を進めていく必要がありますが、現状では同条約は核兵器保有国の支持を得られておらず、実効性に乏しいものであります。

我が国としましては、立場の異なる国々の橋渡し役に努め、核軍縮の進展に向けた国際的な議論に積極的に貢献していく外交姿勢であることから、国が先頭に立って進めていくべきことと考え、本陳情には反対といたします。

意（12） 先日4日、第78回国連総会の本会議にて日本政府が毎年提出をしている核兵器関連決議案について採決が行われ、賛成多数で採択をされました。しかし、日本の決議は核兵器禁止条約に言及をしているものの支持も参加も表明しておりません。核保有国に対して、核兵器の全面廃絶を待つ間、核兵器が決して二度と使われないよう、あらゆる努力を行うよう促すと述べる程度で、核廃絶の具体的行動を迫っていません。

日本政府は、核兵器禁止条約に参加、調印、批准することを決断し、唯一の被爆国として核兵器の全面禁止、廃絶に向け、先頭に立って行動する必要があります。

これを求める意見書提出を求める本陳情には賛成いたします。

委員長 ほかに。

意見なし

委員長 ほかに意見もないようですので、陳情第18号についての意見を終了いたします。

（17）陳情第19号 「パンデミック条約締結及び国際保健規則改正に係る情報開示を求める意見書」の提出を求める陳情

委員長 意見を求めます。

意（12） パンデミック条約と国際保健規則 I H R 改正案については、現在、公署への文案が出され、それをめぐって各国政府とステークホルダーが意見、主張を出し合っている最中です。

したがって、確定した正文がない現在の段階において、内容に関する評価を述べることはできませんが、世界的な健康危機が起こり、多くの

低所得国が置き去りにされた痛苦の経験を踏まえ、妨害や困難を乗り越えて、世界の人々、新興・再興感染症から守るための実効ある条約、規則が策定されることを望むものです。

今回の陳情の趣旨に、加盟国の政府の判断が、WHOの勧告に拘束され、保健政策に関する国家主権の侵害、日本国民の基本的な人権や国民生活に重大な影響を及ぼす可能性があることが懸念されるとありますが、国連憲章とWHO憲章に基づいて策定される国際協力の枠組みづくりの条約によって、各国の主権が侵害されたり、統治権が奪われたりすることなどあり得ません。

実際、パンデミック条約の交渉用テキストにも、各国政府の主権の尊重と内政への不干渉は明記されております。

したがって本陳情には反対といたします。

意（11） 私も市政クラブを代表して、この意見書の陳情に反対の意見を述べさせていただきます。

コロナが発生しまして爆発的に感染が行ったわけですが、この間にも、虚偽の情報だとか虚偽の誤解を招くような情報が流れたりという情報がありまして、この感染をいかに鎮めるかということでWHOも今乗りかかっているところでもありますけども、令和6年5月からWHOの総会には、パンデミックの条約の総案を及び国際保健規則の改正案を提出する予定だと言っておりますけども、この予定をしっかりと精査しながら、確認しながらいくことが重要だと思っておりますので、今、この時期では時期尚早ではないかと考えますので、この陳情書の意見書提出に関しては、反対の意見を述べさせていただきました。

委員長 ほかに。

意見なし

委員長 ほかに意見もないようですので、陳情第19号についての意見を終了いたします。

以上で付託された案件の質疑及び意見は終了いたしました。

なお、本委員会においては、自由討議を実施する案件はありません。

《採 決》

- (1) 議案第69号 高浜市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

- (2) 議案第70号 高浜市特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部改正について

挙手多数により原案可決

- (3) 議案第71号 高浜市職員の給与に関する条例等ゝ一部改正について

挙手全員により原案可決

- (4) 議案第72号 高浜市職員定数条例の一部改正について

挙手多数により原案可決

- (5) 議案第73号 高浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について

挙手多数により原案可決

- (6) 議案第74号 高浜市南部ふれあいプラザ及び高浜市南部第2ふれあいプラザの指定管理者の指定について

挙手多数により原案可決

- (7) 議案第75号 高浜市役所出張所設置条例の廃止について

挙手多数により原案可決

- (8) 議案第76号 高浜市介護予防拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

- (9) 議案第77号 高浜市心身障害児福祉施設みどり学園の指定管理者の指定について

挙手全員により原案可決

- (10) 議案第78号 高浜市女性文化センター及び高浜市春日庵の指定管理者の指定について

挙手多数により原案可決

(11) 議案第79号 高浜市スポーツ施設の指定管理者の指定について

挙手多数により原案可決

(12) 議案第80号 高浜市吉浜交流館の指定管理者の指定について

挙手多数により原案可決

(13) 議案第81号 令和5年度高浜市一般会計補正予算（第7回）

挙手多数により原案可決

(14) 議案第84号 令和5年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第3回）

挙手全員により原案可決

(15) 陳情第16号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情

挙手少数により不採択

(16) 陳情第18号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書提出を求める陳情

挙手少数により不採択

(17) 陳情第19号 「パンデミック条約締結及び国際保健規則改正に係る情報開示を求める意見書」の提出を求める陳情

挙手なしにより不採択

委員長 以上をもって、当委員会に付託となりました全案件の審査を終了いたします。

お諮りいたします。

審査結果の報告の案文は、正副委員長に御一任願ってよろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、正副委員長に一任させていただきます。

市長挨拶

委員長 以上をもちまして、福祉文教委員会を閉会いたします。

委員長挨拶

終了 午後2時45分

福祉文教委員会委員長

福祉文教委員会副委員長